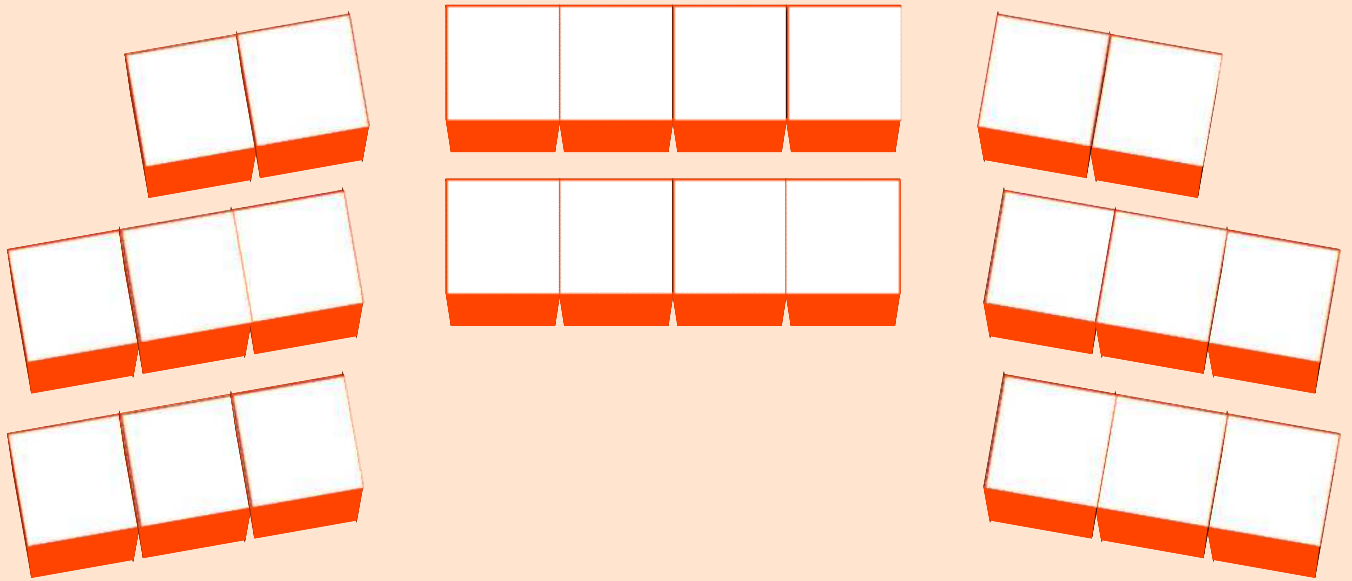


VOL.197

2022・9

市議会レポート



青梅市議会事務局

目 次

議会日誌	1
行政視察報告	4
総務企画委員会	
議長会の動き	9
東京都市議会議長会	
全国市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き	14
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
全国自治体病院経営都市協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
三鷹・立川間立体化複々線促進協議会	
東京都三多摩地区消防運営協議会	
多摩都市モノレール等建設促進協議会	
青梅市議会新着図書目録	22
要綱・要領等の制定、改廃の状況	23
制定された要綱・要領	26
青梅市DX推進本部設置要綱 以下 21 件	

議 会 日 誌

< 5 月 >

- 10日 (火) 午後 3:00 東京都市議会事務局長連絡会議 [東大和市役所一局長]
- 12日 (木) 午後 4:00 西多摩地区議長会事務局長連絡会議・定例会議 [議会大会議室一鴨居議長、局長、次長、庶務係長]
- 13日 (金) 午後 2:30 東京都十一市競輪事業組合議会臨時会 [京王閣競輪場一鴻井議員]
- 16日 (月) 午前11:00 関東地区競艇主催地議会協議会定期総会 [ザ・ロイヤルダイナスティー一鴨居議長、阿部総務企画委員長、局長]
午後 1:00 全国自治体病院経営都市議会協議会理事会・定期総会 [都市センターホテル一鴨居議長、局長]
- 17日 (火) 午前 9:15 議会運営委員会
午前10:00 令和4年市議会定例会5月招集議会 本会議 [会期の決定、副議長選挙、議会運営委員の補充選任、特別委員の補充選任、委員会議案審査報告、議案審議]
午前10:41 予算決算委員会
午前11:10 東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
午前11:15 総務企画委員会
- 19日 (木) 午後 1:25 西多摩衛生組合議会全員協議会 [西多摩衛生組合一大勢待・湖城・迫田議員]
- 19日 (木) ~20日 (金) 全国競艇主催地議会協議会事務局長会議・視察 [ホテル&リゾート佐賀唐津、ボートレースからつ一局長]
- 20日 (金) 午前10:30 東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会 [東京自治会館一鴨居議長、次長]
- 24日 (火) 午後 1:30 福祉文教委員会
- 25日 (水) 午後 1:00 全国市議会議長会定期総会 [東京国際フォーラム一鴨居議長、局長]
- 27日 (金) 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室一野島監査委員]
午後 3:00 東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館一鴨居議長、局長]

< 6 月 >

- 3日 (金) 午後 3:00 議会運営委員会
- 9日 (木) 午前10:00 定例記者会見 [市役所会議室一鴨居議長、鴻井副議長、局長]

13日（月）	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	令和4年市議会定例会6月定例議会 本会議〔議案審議、一般質問〕
14日（火）	午前10:00	本会議〔一般質問〕
15日（水）	午前10:00	本会議〔一般質問〕
16日（木）	午前10:00	総合病院建替特別委員会
	午前12:50	福祉文教委員会
	午後 1:00	福祉文教委員会研修会〔いじめ防止対策について〕
17日（金）	午前10:00	環境建設委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
20日（月）	午前10:00	総務企画委員会
21日（火）	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議〔議案審議〕
	午前10:13	予算決算委員会
	午後 1:08	全員協議会〔<市長提出事項>…1.「第7次青梅市総合長期計画」の策定状況について、2.青梅市立総合病院の名称変更について、3.青梅市立総合病院を当事者とした訴訟事件の概況について<議長提出事項>…1.議会選出の各種議員・委員について〕
	午後 2:15	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
27日（月）	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議〔委員会議案審査報告、委員会陳情審査報告、議案審議〕
	午前11:07	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
28日（火）	午後 1:30	定期監査講評、例月出納検査〔市役所会議室―野島監査委員〕
29日（水）	午前10:00	山口県下関市議会議員行政視察〔市役所、青梅駅前周辺―中心市街地活性化基本計画について〕
29日（水）～30日（木）		全国競艇主催地議会協議会定期総会・視察〔京王プラザホテル、ボートレース平和島―鴨居議長、鴻井副議長、阿部総務企画委員長、局長〕
＜7月＞		
4日（月）	午前 9:30	都市計画審議会〔議会大会議室―阿部・井上・ぬのや・ひだ・榎澤・山田・山内議員〕

- 午後 3:00 青梅、羽村地区工業用水道企業団議会臨時会 [羽村市水道事務所一片谷・島崎議員]
- 6日(水) 午後 2:00 東京都市議会事務局中堅幹部職員研修会 [東京自治会館一次長、庶務係長]
- 12日(火) 午前 9:30 病院事業会計決算審査・経営健全化審査・現地調査 [病院仮設棟会議室、休日夜間診療所等一野島監査委員]
- 14日(木) 午後 2:00 東京都市議会事務局長研修会・事務局長連絡会議 [東京自治会館一局長]
- 21日(木) 午後 1:00 総務企画委員会行政視察 [栃木県真岡市]
- 22日(金) 午前11:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会 [東京自治会館一寺島議員、主査]
- 23日(土) 午前10:00 多摩市市制施行50周年記念式典 [パルテノン多摩一鴨居議長、局長]
- 23日(土)～24日(日) 相馬野馬追祭 [福島県南相馬市一鴨居議長、局長]
- 26日(火) 午後 1:30 三鷹・立川間立体化複々線促進協議会・多摩地域都市モノレール等建設促進協議会 [パレスホテル立川一鴨居議長、大勢待環境建設委員長、局長]
- 27日(水) 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室一野島監査委員]
午後 3:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会 [東京自治会館一山崎議員、調査係主任]
- 28日(木) 午前 9:15 議会運営委員会
午前10:00 令和4年市議会定例会7月臨時議会 本会議 [議案審議]
午前10:10 予算決算委員会
午後 1:30 東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
午後 1:30 大分県豊後大野市議会議員行政視察 [市役所一周年議会について]
- 29日(金) 午前11:00 西多摩地域広域行政圏協議会審議会 [市役所会議室一鴨居議長、小山議員、山内議員]
午後 2:00 青梅・日の出間都道整備促進協議会理事会・総会 [ネットたまぐーセンター一鴨居議長、大勢待環境建設委員長、山田環境建設副委員長]

行政視察報告

総務企画委員会

総務企画委員会では、各種手続や各相談の受理において、様々な効率化、市民サービスの向上を目的として、「タブレット端末を活用した窓口対応」を所管事務調査事項としている。

調査を進めるに当たり、マイナンバーカード等を利用して、窓口で簡単に証明書の取得、各種申請、届出書の記入枚数の削減と手続時間の短縮が可能となる「かんたん窓口システム」を導入している栃木県真岡市を視察することとした。

視察地 栃木県真岡市

視察期間 令和4年7月21日（木）

視察事項 「かんたん窓口システム」について

参加者 （委員長）阿部 悦博 （副委員長）下田 盛俊
（委員）井上たかし、ひだ 紀子 片谷 洋夫
島崎 実、鴻井 伸二

1 システム導入の経緯

令和2年9月開庁予定の新庁舎建設に向けて、平成28年度に新庁舎建設準備室による「新庁舎建設推進部会」を発足。新庁舎では利用者の利便性を最優先にするため窓口関連の部署10課全てを1階に集結し、住所異動の手続きの際にワンフロアで完結できるよう配置することとした。また、窓口関連の部署で結成した「窓口部会」では、市民課が中心となり新庁舎での窓口の効率的な運用について先進地の視察や検討した結果、申請書類の記入をできるだけ少なくして手続き時間を短縮し、来庁者や職員の負担を減らすことを目的に「かんたん窓口システム」を令和元年9月に導入した。

2 システムの概要

「かんたん窓口システム」は、マイナンバーカード等を利用して窓口業務の効率を支援するクラウドサービスとなっており、証明書交付申請と手続き案内・申請書作成支援の2つの機能から構成されている。

【証明書交付申請機能】

コンビニ交付の機能を活用し、マイナンバーカードを所持している方であれば、コンビニ交付と同じように住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書の3種類の証明書が申請書を書かずに取得できる。

マイナンバーカードの普及が進むとともに、コンビニ交付の認知度が高まり本庁舎での証明書取得の利用者が少なくなったため、現在は二宮支所のみ設置している。

【手続き案内・申請書作成支援機能】

手続き案内については、受付時に職員が来庁者の申請内容や家族構成を、画面の表示に従って一問一答しながら窓口の端末で入力。そのデータを基に市民課で住所異動の手続きをした後、他課での手続きが必要かどうか一目でわかる「手続き案内票」が出力される。「手続き案内票」のQRコードを読み込み、手続きに必要な申請書が新しい情報で印字される。

申請書作成支援は、住所異動などとは連動せず、申請書のみ作成するときに活用する機能。カードリーダーで運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなどを読み込むと、基本情報が申請書に印字される。



真岡市の担当職員から説明を受ける委員



3 質問事項に対する回答について

(1) システム導入にあたって

Q 1 目的、経緯、経過について。

A 1 新庁舎建設に向けて、来庁者の利便性を最優先とし、先進地視察の中で、窓口案内システムを知り、導入の検討を始めた。住基基幹システムのベンダーのメリットを生かせること、導入費用が安価であることから(株)TKCと開発を進め導入に至った。

(2) 基幹系業務システムとの関係性について

Q 1 両システムとも同じ会社だと思われるがデータ連携について。

A 1 かんたん窓口システムから基幹系業務システムへ一部連携ができる。

Q 2 他社のシステムも検討されたと思うが、どのような課題があったのか。

A 2 基幹系業務システムとの連携ができない。導入費用が高額であること。

Q 3 現在のシステムを導入した理由について。

A 3 基幹系業務システムとの一部連携ができる。導入費用が安価であることが理由である。

(3) 市財政への反映について

Q 1 イニシャルコスト、ランニングコストについて。

A 1 イニシャルコスト 1,000,000 円＋税

ランニングコスト 3,240,000 円＋税

内訳

システム使用料 2,448,000 円＋税

機器リース料 733,200 円＋税

保守料 58,800 円＋税

Q 2 システム導入に伴う削減効果について（経費、業務量、人員など）。

A 2 一問一答により市民課の後の手続き案内の判定がされるまで、職員のスキルに左右されていた窓口対応時間が平準化された。また、申請書を手書きする時間がなくなるため、窓口対応所要時間が短縮され、来庁者の待ち時間も短縮された。

Q 3 職員研修の実施について。

A 3 導入前にベンダーによるデモンストレーション機での研修を2回実施。

(4) 利用状況・市民対応について

Q 1 マイナンバーカード普及状況について。

A 1 令和4年6月末現在 43.3%

Q 2 市民のシステム利用状況、反応、声について。

A 2 住所異動、出生届はシステムを通じて受付を行っている。
マイナンバーカード申請時の申請書作成支援を行っている。
申請書の記入が不要となり喜ばれている。

Q 3 高齢者、障害者への負担軽減が期待されるが現状について。

A 3 申請書の記入が不要となり負担が軽減されている。

Q 4 システム導入時の市民への周知について。

A 4 記者会見、広報で周知。

Q 5 タブレット端末を活用した他の市民サービスの取組状況について
(例：窓口で市民に説明等する際に動画や資料を表示)。

A 5 なし。

Q 6 マイナンバーカード以外（運転免許証）でも同様のサービスが可能か。

A 6 運転免許証、住基カード、在留カード、特別永住者証明書、通知カードが可能。

Q 7 市民アンケート実施の有無について（有の場合はその結果も提示願う）。

A 7 毎年、満足度アンケートを実施しているが、システム導入に関する項目はない。

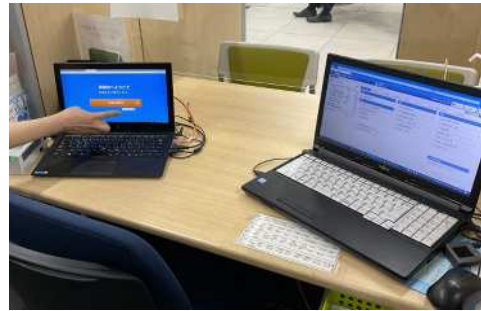
(5) 課題等について

Q 1 導入から3年経過しているが課題について（マイナンバーカードも含む）。

A 1 担当者異動等で不明確な部分が出てきている。十分な引継ぎやマニュアル化、関係課との情報共有が必要と感じる。

Q 2 システムの更なる活用方法の考えについて（業務拡大、タブレット端末の活用拡大など）。

A 2 令和5年1月にスマート申請システムの導入を予定。それに伴い、業務の拡大、各窓口へのタブレット端末の設置を検討している。



真岡市の担当職員から「かんたん窓口システム」の説明を受ける委員

4 視察を終えて

全国の市区町村でマイナンバーカードの普及、利用拡大に取り組んでいる中、栃木県真岡市が導入している「かんたん窓口システム」は、申請書類の記入をできるだけ少なくして手続き時間を短縮し、来庁者や職員の負担を減らすということで、メリットがあると感じとても参考になったが、業務の拡大、各窓口へのタブレット端末の設置などの検討課題もあることがわかった。

現在、本市においては、「市民窓口サービス検討委員会」が設置され、窓口サービス向上への取り組み等を協議しているとのことだが、人口、市域などの違いもあることから、栃木県真岡市の方法をそのまま導入することはできないが、参考としていただき導入に向けての検討を進めていただくよう働きかけたい。

(総務企画委員長 阿部 悦博)



議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

5月10日（火） 事務局長連絡会議

* 案件

- 1 各市提出議案について
- 2 東京都市議会議長会理事会及び5月定例総会の運営について
- 3 令和4年度東京都市議会議長会研修計画について

* 連絡事項

- 1 令和4年度東京都市議会議長会事業計画
- 2 令和4年度東京都市議会議長会関係役員
- 3 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- 4 その他

5月27日（金） 定例総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下6件

* 協議事項

- 1 各市提出議案について
- 2 その他

* その他

- 1 令和4年度東京都市議会議長会研修計画について
- 2 令和4年度東京都市議会議長会事業計画について
- 3 令和4年度東京都市議会議長会関係役員について
- 4 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- 5 その他

7月6日（水） 中堅幹部職員研修会

* 演題 「議会事務局職員の災害対応」

講師 近藤 伸也 氏

宇都宮大学地域デザイン科学部 准教授

7月14日（木） 事務局長研修会・連絡会議

○ 事務局長研修会

* 講演 「ローカル・ガバナンスにおける議会事務局の機能を考える」

講師 長野 基 氏

東京都立大学 都市環境学部都市政策課学科 准教授

○ 連絡会議

* 案件

- 1 各市提出議案について
- 2 都県提出議案について
- 3 東京都市議会議長会理事会及び8月定例総会の運営について
- 4 北京市・区人民代表大会友好代表团招待事業について

* 連絡事項

- 1 令和4年度東京都市議会議長会関係役員について
- 2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- 3 令和4年度東京都市議会議長会事業日程について

全国市議会議長会

5月25日（水） 定期総会

* 表彰式

* 会議

1 報告

一般事務及び会計並びにその他の報告、地方行政委員会以下8委員会

(1) 令和2年度全国市議会議長会一般会計決算

歳入	予算額	6億4684万8000円	決算額	5億9570万8874円
歳出	予算額	6億4684万8000円	決算額	4億9977万8315円
差引残額	9593万559円（翌年度へ繰り越し）			

(2) 令和2年度全国市議会議長会表彰基金会計決算

歳入	予算額	1990万2000円	決算額	2029万2065円
歳出	予算額	1990万2000円	決算額	1140万9882円
差引残額	888万2183円（翌年度へ繰り越し）			

(3) 令和2年度全国市議会議長会職員退職基金会計決算

歳入	予算額	3010万2000円	決算額	3334万6861円
----	-----	------------	-----	------------

歳 出 予算額 3010万2000円 決算額 1500万円

差引残額 1834万6861円（翌年度へ繰り越し）

- (4) 令和4年度全国市議会議長会一般会計予算
歳入、歳出ともに6億4610万2000円
- (5) 令和4年度全国市議会議長会表彰基金会計予算
歳入、歳出ともに1800万1000円
- (6) 令和4年度全国市議会議長会職員退職基金会計予算
歳入、歳出ともに2010万2000円

2 議案審議

[部会提出議案]

- (1) 東日本大震災からの復旧・復興について[東北部会]
- (2) 原子力発電所事故災害について[東北部会]
- (3) 流域治水の着実な推進について[東海部会]
- (4) 一般河川江の川及び江の川水系の支川整備等について[中国部会]
- (5) 新型コロナウイルスワクチン接種とPCR検査の推進及び地域経済支援の拡充について[関東部会]
- (6) 地域経済活性化のための新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策への支援について[東海部会]
- (7) 北方領土問題の早期解決等について[北海道部会]
- (8) 北朝鮮による拉致問題の早期解決について[北信越部会]
- (9) 日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減について[九州部会]
- (10) 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援について[四国部会]
- (11) 民生委員・児童委員の担い手不足の解消に向けた制度の改正及び委員活動費の見直しについて[関東部会]
- (12) 待機児童解消に向けた人材確保施策の充実について[近畿部会]
- (13) 保育施設等の園外活動時の安全確保について[近畿部会]
- (14) 出産育児一時金の増額について[北信越部会]
- (15) 出産育児一時金の増額について[関東部会]
- (16) 出産育児一時金の増額について[中国部会]
- (17) こども家庭庁の創設による新たなこども政策の推進について[九州部会]
- (18) 脱炭素社会の実現に向けた取組の支援について[四国部会]
- (19) 北海道の道路整備について[北海道部会]

- (20) 道路交通網の整備促進について[東北部会]
- (21) 安全かつ円滑な道路ネットワークの整備について[近畿部会]
- (22) 四国8の字ネットワークの早期実現について[四国部会]
- (23) 九州における高速交通網等の整備促進について[九州部会]
- (24) 北海道新幹線の建設促進について[北海道部会]
- (25) 北陸新幹線の整備促進について[北信越部会]
- (26) 新幹線の整備促進について[中国部会]
- (27) 放置空き家等対策の推進について[東海部会]

[会長提出議案]

- (1) 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議（案）
- (2) ポストコロナを展望した地方行財政の充実に関する決議（案）
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議（案）
- (4) 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議（案）
- (5) 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議（案）

3 役員改選

西多摩地区議長会

5月12日（木） 事務局長連絡会議・定例会議

○事務局長連絡会議

* 協議事項

- 1 定例会議の運営について
- 2 情報交換
- 3 その他

○定例会議

* 報告（了承）

会務報告

* 議題

- 1 令和3年度西多摩地区議長会事業報告について（了承）
- 2 令和3年度西多摩地区議長会歳入歳出決算及び監査報告について（原案どおり認定）

	歳入	予算額	56万4700円	決算額	56万4609円
	歳出	予算額	56万4700円	決算額	2万8783円

差引残額 53万5826円（翌年度へ繰り越し）

3 令和4年度西多摩地区議長会事業計画(案)について（原案どおり決定）

4 令和4年度西多摩地区議長会歳入歳出予算(案)について（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに69万5900円

5 令和4年度西多摩地区議長会役員の互選について（原案どおり決定）

会 長 福生市議会議長

副会長 檜原村議会議長

監 事 羽村市議会議長、瑞穂町議会議長



各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

5月16日（月） 定期総会

- * 報告事項（了承）
会務報告について
- * 協議事項（原案どおり決定）
 - 1 関東地区競艇主催地議会協議会令和4年度役員(案)について
会 長 みどり市議会議員
副会長 戸田ボートレース企業団議会議員、埼玉都市ボートレース企業団議会議員
監 事 青梅市議会議員、府中市議会議員
理 事 東京都六市競艇事業組合議会議員、東京都三市収益事業組合議会議員、東京都四市競艇事業組合議会議員
 - 2 令和4年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出予算(案)について
歳入、歳出ともに 384万6000円（青梅市議会負担金20万円）
- * その他
全国競艇主催地議会協議会行事予定について

全国競艇主催地議会協議会

5月19日（木） 事務局長会議

- * 協議事項（了承）
 - 1 第157回役員会・第139回定期総会の運営について
 - 2 令和3年度事務事業について
 - 3 ボートレース事業の現況について
 - 4 2022年度事業計画について
 - 5 令和4年度全国競艇主催地議会協議会分担金の変更について
 - 6 令和4年度全国競艇主催地議会協議会調査研究費補助金について
 - 7 令和4年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について
 - 8 令和4年度役員を選出について
 - 9 その他

6月29日（水）～30日（木） 定期総会・視察

- 定期総会
- * 会員異動報告

* 議事

- 1 令和3年度事務事業について（了承）
- 2 ボートレース事業の現況について（了承）
- 3 2022年度事業計画について（了承）
- 4 令和4年度全国競艇主催地議会協議会分担金の変更について（原案どおり決定）
青梅市議会負担金8万2700円
- 5 令和4年度全国競艇主催地議会協議会調査研究費補助金について（原案どおり決定）
- 6 令和4年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに2000万円

* 令和4年度役員を選任について（原案どおり決定）

会 長 尼崎市議会議長
副会長 みどり市議会議長 以下4 議会議長
監 事 青梅市議会議長 以下5 議会議長

全国自治体病院経営都市議会協議会

5月16日（月） 定期総会

* 講演

演題 「公立病院経営強化の推進について」
講師 渡邊 輝 氏
総務省大臣官房審議官（公営企業担当）

* 事務報告

* 協議

- 1 令和3年度決算について（原案どおり認定）
歳 入 予算額 786万1724円 決算額 786万1670円
歳 出 予算額 786万1724円 決算額 273万8510円
差引残高 512万3160円（翌年度へ繰り越し）
- 2 令和4年度事業計画(案)について（原案どおり決定）
- 3 令和4年度予算(案)について（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに 893万1260円

* 決議(案)について（原案どおり決定）

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉向上のため、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなど、社会的使命を果たしている。また、地域における新型コロナウイルス感染症への対応の中心となり、その責務は一層重要となっている。

自治体病院を経営する都市は、住民が居住する地域にかかわらず等しく適切な医療を受けられる環境の整備に全力を傾注しているところであるが、本格的な人口減少・超高齢社会においても地域に必要とされる良質な医療を継続的に提供していくためには、自治体病院の経営基盤の安定化を図るとともに、医師の確保、医師偏在

の解消が不可欠である。

よって、関係都市の議会は、ここに総力を結集し、国に対し、特に次の事項の実現について強く求めるものである。

記

- 一 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療など政策医療や不採算医療に対する財政措置を更に拡充すること。
 - 一 医師の地域偏在・診療科偏在を解消するため、医師不足地域での一定期間勤務の義務付けや、診療科ごとの必要専門医数の養成と地域への配置など、地域の医療ニーズに対応した支援体制を早急に確立すること。
 - 一 女性医師・女性看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう、院内保育所・病児保育の体制整備や復職支援の充実など、安心して働き続けられる職場環境の整備促進を支援すること。
 - 一 医療従事者の負担軽減及び働き方改革を推進するため、医師事務作業補助者や看護補助者等の人員確保のほか、業務効率化に向けたICT導入等に必要な経費に対する財政支援措置を拡充すること。
 - 一 救急医療体制の改善のため、救急車の適正利用や救急医療機関の適切な受診を広く国民に啓発するとともに、各地域で行っている救急医療電話相談等の普及・周知を図ること。
 - 一 地域医療構想に関して、再編統合等を議論する際には、各地域の調整会議の結論を尊重し、取組を進めるに当たって生じている課題等を解決するため、更なる支援を講じること。
 - 一 大規模な自然災害が頻発する我が国の医療提供体制を確保するため、医療機関の地震災害・風水害・雪害対策等への支援を充実強化すること。
 - 一 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、地域の実業に応じて機動的かつ弾力的な運用ができるようにするとともに、感染症が収束するまでの間は継続すること。
- 以上、決議する。

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

5月27日（金） 理事会・総会（書面会議）

○理事会

* 会務報告（了承）

* 協議事項（了承）

- 1 令和3年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について
- 2 令和4年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算(案)について
- 3 役員を選任について
- 4 総会決議(案)について
- 5 第60回総会の開催について

6 その他

○総会

* 報告事項（了承）

1 会務報告

2 委員会報告

(1) 第1委員会（上水）活動経過及び運動方針 多摩市

(2) 第2委員会（下水）活動経過及び運動方針 羽村市

(3) 第3委員会（道路）活動経過及び運動方針 武蔵村山市

* 協議事項

1 令和3年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について（原案どおり認定）

歳入 予算額 198万5000円 決算額 198万4223円

歳出 予算額 198万5000円 決算額 47万8686円

差引残額 150万5537円（翌年度へ繰り越し）

2 令和4年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算(案)について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 233万8000円

3 役員を選任について（原案どおり決定）

会長 日野市議会議員

副会長 立川市議会議員、東村山市議会議員、檜原村議会議員

監事 小平井市議会議員、日の出町議会議員

理事 各市町村議会議員 24人

常任委員

第1委員会 委員長 稲城市議会議員

副委員長 小平市議会議員、羽村市議会議員、檜原村議会議員

第2委員会 委員長 小金井市議会議員

副委員長 多摩市議会議員、武蔵村山市議会議員、立川市議会議員

第3委員会 委員長 武蔵村山市議会議員

副委員長 稲城市議会議員、国立市議会議員、瑞穂町議会議員

4 総会決議(案)について（原案どおり決定）

7月22日（金） 第1委員会

* 現況報告

東京都水道事業の取組について

* 会務報告

* 議題（原案どおり決定）

1 令和4年度第1委員会活動計画（案）について

2 陳情書（案）の提出について

3 その他

7月27日（水） 第2委員会

* 会務報告

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 令和4年度第2委員会活動計画（案）について
- 2 国・東京都に対する陳情書（案）について
- 3 その他

三鷹・立川間立体化複々線促進協議会

7月26日（火） 総会

* 議事

- 1 令和3年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会事業報告（了承）
- 2 令和3年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会歳入歳出決算・監査報告（原案どおり認定）

歳入	予算額	684万7994円	決算額	684万7046円
歳出	予算額	684万7994円	決算額	19万2557円
差引残額	665万4489円（翌年度へ繰り越し）			
- 3 令和4年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会事業計画(案)（原案どおり決定）

J R 中央線三鷹駅立川駅間連続立体交差事業については、三鷹駅から立川駅間の全区間において高架化が完了しました。

平成28年4月の交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申では、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに、中央線の複々線化が挙げられています。

本協議会では、連続立体交差事業と同時に都市計画決定しているものの整備未着手である複々線化等を促進するため、下記の事業計画を展開してまいります。

記

- 1 J R 中央線三鷹・立川間の複々線化を促進するため、東京都や東日本旅客鉄道株式会社と継続して連携を図るとともに、引き続き、国・東京都・東日本旅客鉄道株式会社等関係機関に対し要望活動を展開する。
 - 2 沿線市の主体的なまちづくり事業を推進するため、国、東京都への支援を要請する。
 - 3 青梅線立川・西立川間三線高架化事業を促進する。
 - 4 事業計画、執行に関し連絡調整を行うほか、情報資料の収集等を行う。
- 4 令和4年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会歳入歳出予算(案)（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに	738万3489円
----------	-----------

* 総会決議

J R 中央線三鷹駅立川駅間連続立体交差事業は、平成22年11月に高架化が完了し

たことで、18ヶ所の踏切が除却され、交通渋滞や踏切事故が解消するなど、大きな事業効果をもたらしている。また、沿線では再開発事業が進められるなど、まちづくりにも大きく寄与していることは、国、東京都をはじめ、地元国会議員、都議会議員の皆様、多大なるご尽力とご支援の賜であると、ここに深く感謝申し上げるものである。

一方、中央線の複々線化事業については、国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月にとりまとめた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に挙げられているが、平成6年5月の都市計画決定以後、整備未着手となっている。

この事業は、中央線の混雑緩和といった利用者の利便性向上にとどまらず、東京都全体の防災力の強化につながるとともに、都市間連携の強化にも資するなど、事業の多方面にわたる意義はたいへん大きい。また、青梅線、五日市線の輸送力増強や都心へのアクセス利便性の向上にも資するものであり、多摩地域全体の振興のため、複々線化事業及び青梅線立川駅・西立川駅間の三線高架化事業については、一日も早く事業化されるよう強く望むものである。

多額の費用の確保などの課題があるものの、今後とも、国、東京都、東日本旅客鉄道株式会社及び関係機関に対し、引き続き事業促進を強く求めるとともに、促進協議会加盟市町村が一丸となって、沿線各市のまちづくりを進めるなど、事業促進に邁進することをここに宣言する。

右、決議する。

東京都三多摩地区消防運営協議会

5月20日（金） 通常総会

* 議事

- 1 令和3年度東京都三多摩地区消防運営協議会経過報告について（了承）
- 2 令和3年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出決算について（原案どおり認定）

歳入	予算額	66万4000円	決算額	66万3988円
----	-----	----------	-----	----------

歳出	予算額	66万4000円	決算額	10万8619円
----	-----	----------	-----	----------

差引残額	55万5381円（翌年度へ繰り越し）			
------	--------------------	--	--	--

- 3 令和4年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出予算(案)について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに70万400円

* 報告事項

令和4年度東京消防庁主要事業について

多摩地域都市モノレール等建設促進協議会

7月26日（火） 総会

* 議事

- 1 令和3年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会事業報告
- 2 令和3年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会歳入歳出決算・監査報告
(原案どおり認定)

歳入 予算額 414万5751円 決算額 414万4782円

歳出 予算額 414万5751円 決算額 20万3246円

差引残額 394万1536円（翌年度へ繰り越し）

- 3 令和4年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会事業計画(案)（原案どおり決定）

多摩都市モノレール事業は、構想路線全線93キロのうち、多摩センター駅・上北台駅間の約16キロの区間が平成12年1月に開業し、多摩地域の連携を強化する交通ネットワークとして定着しております。令和3年度の1日平均乗車人員は約10万5千人となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少した令和2年度に比べると回復傾向にあります。

平成28年4月の交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申では、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、多摩都市モノレールの延伸が挙げられています。

本協議会では、引き続き関係機関と協力体制をとりながら、次の事業計画を展開してまいります。

記

- 1 全線93km間すべての事業採択へ向けた関係機関への強い働きかけを行う。
- 2 箱根ヶ崎方面、町田方面、八王子方面の延伸の早期事業化に向け、東京都や多摩都市モノレール株式会社と継続して連携を図るとともに、引き続き、国・東京都・多摩都市モノレール株式会社等関係機関に対し要望活動を展開する。
- 3 南北方面別の沿線市を中心とした事業促進に向けた活動を展開する。
- 4 構想路線の早期事業化に向け、促進活動を行う。
- 5 関連事業も含め、事業に必要な財源確保を、国及び東京都に対し、強く要請する。
- 6 事業計画、執行に関し連絡調整を行うほか、情報資料の収集を行う。

- 4 令和4年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会歳入歳出予算(案)（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 478万2536円

* 総会決議

多摩都市モノレールは、平成12年1月に多摩センター駅・上北台駅間約16キロが全線開業し、多摩都市モノレール株式会社の様々なサービス向上の取組などにより地域住民の足として定着してきた。

これもひとえに国、東京都はもとより、地元国会議員、都議会議員の皆様のご多大

なるご尽力とご支援の賜であり、ここに深く感謝申し上げるものである。

令和3年度の1日平均乗車人員は約10万5千人と、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少した令和2年度と比べると回復傾向にあり、今後、東京の都市力を一層高めていく必要性が増している中で、多摩都市モノレール事業は、多摩地域の振興や連携強化に寄与し、多摩自立都市圏の形成を図る上で重要な公共交通網の根幹をなすものとして、構想路線全線の早期事業化が強く望まれている。

国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月にとりまとめた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、多摩都市モノレールの「上北台から箱根ヶ崎」、「多摩センターから八王子」、「多摩センターから町田」への延伸が、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として挙げられており、早期の事業着手に向け、国、東京都、地元国会議員、都議会議員の皆様には更なるお力添えをお願いするものである。

また、東京都における「上北台から箱根ヶ崎」延伸の事業化に向けた現況調査及び基本設計等の着手に加え、「多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会」における町田方面延伸ルートの選定などの動きは、本協議会としても延伸に向けた更なる前進であると捉えている。

今後とも、多摩地域を相互に結ぶ多摩都市モノレール全線93キロの早期開業を期するため、国、東京都及び関係機関に対し、引き続き事業促進を強く求めるとともに、促進協議会加盟の多摩地域全市町村が一致協力し、事業の促進に全力で取り組むことをここに宣言する。

右、決議する。

青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
213	東京都町村会 100 年史	東京都町村会	—	令 4	B5
288	皇室 OurImperialFamily(第 94 号) 令和4年春号	日本文化興隆財団	扶 桑 社	令 4	A4 変形
288	皇室 OurImperialFamily(第 95 号) 令和4年夏号	日本文化興隆財団	扶 桑 社	令 4	A4 変形
318	議会年報 令和3年度版	東久留米市 議会事務局	東久留米市 議会事務局	令 4	A4
318	全国市議会議長会 90 年史	全国市議会議長会	全国市議会議長会	令 4	A5
336	パワー・オブ・トラスト 未来を拓く企業の 条件	デロイト トーマツ コンサルティング	ダイヤモンド社	令 4	A5
349	財政のあらまし 令和3年度下半期財政 運営の状況 令和3年度公営企業会 計決算の状況 令和4年度予算の概況	東京都財務局 主計部財政課	東 京 都	令 3	A4
351	東京都統計年鑑(令和2年)	—	東 京 都	令 4	A4
369	青梅市保健事業概要 令和3年度	青梅市健康 福祉部健康課	青梅市健康 福祉部健康課	令 4	A4
518	青梅市一般廃棄物処理基本計画 令和4年3月	青梅市環境部 清掃リサイクル課	青梅市環境部 清掃リサイクル課	令 4	A4
518	多摩・島しょ地域における食品ロスの 削減に関する調査研究報告書	東京市町村 自治調査会	東京市町村 自治調査会	令 4	A4
780	青梅市スポーツ施設ストック適正化計画	青 梅 市	青 梅 市	令 4	A4

要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜令和4年5月～令和4年8月1日現在＞

件名	区分	所管
青梅市釜の淵エリア活用検討委員会設置要綱	改正	企画政策課
青梅市DX推進本部設置要綱	制定	DX推進担当
青梅市役所本庁舎消防計画	改正	総務契約課
青梅市職員等の内部公益通報等の取扱いに関する要綱	制定	職員課
青梅市特定事業主行動計画策定・推進委員会設置要綱	改正	職員課
青梅市外部公益通報の取扱いに関する要綱	制定	市民安全課
青梅市消防団活動報償金支給要綱	改正	防災課
青梅市男女平等推進計画検討委員会設置要綱	改正	市民活動推進課
青梅市国民健康保険税における新型コロナウイルス感染症にかかる青梅市国民健康保険税減免取扱要綱の特例に関する要綱	改正	保険年金課
青梅市法人市民税システムプロポーザル選定委員会設置要綱	制定	市民税課
青梅市重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討会設置要綱	制定	福祉総務課
令和4年度青梅市ウクライナ避難民暮らしの安心確保支援金交付要綱	制定	福祉総務課
青梅市福祉まちづくり事業連絡調整委員会設置要領	改正	福祉総務課
令和4年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	制定	生活福祉課
青梅市生活困窮者等就労準備支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	生活福祉課
青梅市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱	改正	生活福祉課
令和3年度青梅市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱	改正	生活福祉課
令和2年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	廃止	生活福祉課
令和3年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	廃止	生活福祉課
青梅市地域密着型サービス事業所開設準備経費等支援事業補助金交付要綱	制定	介護保険課
青梅市地域密着型サービス整備助成事業補助金交付要綱	制定	介護保険課
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	改正	高齢者支援課

件 名	区 分	所 管
青梅市家族介護慰労金支給事業実施要綱	改正	高齢者支援課
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業における電話等状況確認サービス事業実施要綱	改正	高齢者支援課
令和4年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等におけるPCR検査事業実施要綱	制定	障がい者福祉課
令和4年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱	制定	障がい者福祉課
令和4年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等におけるPCR検査事業実施要綱	改正	障がい者福祉課
青梅市ヒトパピローマウイルス感染症にかかる任意接種費用助成事業要綱	制定	健 康 課
青梅市高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱	改正	健 康 課
青梅市感染症対策本部設置要綱	改正	健 康 課
令和4年度青梅市新型コロナウイルスワクチン接種にかかる交通費助成事業実施要綱	改正	新型コロナウイルス ワクチン接種担当
令和4年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市ひとり親世帯の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱	制定	子育て推進課
令和4年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱	制定	子育て推進課
青梅市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市母子家庭および父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市子ども食堂推進事業補助金交付要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金交付要綱	制定	商工観光課
青梅市創業支援等事業計画にもとづく特定創業支援等事業にかかる証明書の交付事務取扱要領	改正	商工観光課
青梅市景観まちづくり推進委員会設置要綱	改正	商工観光課
青梅市空き店舗活用事業補助金交付要綱	改正	商工観光課
おうめものづくり等支援事業補助金交付要綱	改正	商工観光課
青梅市商店街振興事業補助金交付要綱	改正	商工観光課
令和3年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市プレミアム付商品券事業実施要綱	廃止	商工観光課

件 名	区 分	所 管
青梅市都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱	制定	農 林 水 産 課
青梅市農林業経営近代化促進事業補助金交付要綱	改正	農 林 水 産 課
青梅市まちづくり・デザイン会議設置要綱	改正	都 市 計 画 課
青梅市多摩川沿い景観形成地区検討委員会設置要綱	改正	都 市 計 画 課
おうめをみつける・おもいだす戦略支援業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	住 宅 課
青梅市空家バンク実施要綱	改正	住 宅 課
青梅市空家等活用支援事業補助金交付要綱	改正	住 宅 課
青梅市モーターボート競走事業交際費支出基準	制定	ボートレース 事業局管理課
青梅市公金の管理運用に関する基準	改正	会 計 課
青梅市公金管理運用委員会設置要綱	改正	会 計 課
青梅市新学校給食センター基本および実施設計委託プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	学校給食センター
青梅市郷土博物館および青梅市立美術館のあり方検討委員会設置要綱	制定	文 化 課
青梅市病院事業電力の調達にかかる環境配慮方針	改正	病 院 管 理 課

制定された要綱・要領

青梅市DX推進本部設置要綱

1 設置

青梅市におけるデジタル・トランスフォーメーション(デジタル技術、データ等の活用により、行政サービスにおける住民の利便性向上、業務の効率化等を図る取組をいう。以下同じ。)を計画的に推進するため、青梅市DX推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

2 所掌事務

本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) デジタル・トランスフォーメーションの推進に関すること。
- (2) その他デジタル・トランスフォーメーションに関する重要課題に関すること。

3 組織

- (1) 本部は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 本部長 市長

イ 副本部長 副市長

ウ 委員 教育長、会計管理者、青梅市組織条例(昭和38年条例第21号)第1条に規定する部の長、総合病院事務局長、ボートレース事業局局次長、議会事務局長および教育部長

- (2) 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として会議に出席させることができる。

4 本部長の職務および代理

- (1) 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

6 ワーキンググループ

- (1) 本部に専門的事項の調査および検討等を行うためのワーキンググループを設置することができる。
- (2) ワーキンググループの設置および運営に関し必要な事項は、本部が定める。

7 庶務

本部の庶務は、DX推進担当課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部が定める。

9 実施期日等

- (1) この要綱は、令和4年5月26日から実施する。
- (2) 青梅市社会保障・税番号制度導入活用検討本部設置要綱（平成26年8月1日実施）は、廃止する。

青梅市職員等の内部公益通報等の取扱いに関する要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）の職員等の法令違反行為等に関する職員等からの通報等に対応する仕組みを整備することにより、通報等をした者（以下「通報者」という。）を保護するとともに、市の組織の自浄作用の向上および法令遵守の徹底を図り、もって青梅市民の信頼を確保することを目的とする。

2 定義

- (1) この要綱において、次のアからウまでに掲げる用語の意義は、当該アからウまでに定めるところによる。

ア 職員等 次に掲げる者をいう。

(ア) 市長、副市長、教育長および地方公営企業の管理者

(イ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項に規定する委員会の構成員、同項に規定する委員および同条第3項に規定する附属機関の構成員

(ウ) 一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に定める会計年度任用職員および同法第22条の3第1項の規定にもとづき臨時的に任用される者を含む。）

(エ) 市から事務または事業の委託を受けた法人の役職員および当該受託業務に従事している者ならびに指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役職員および当該指定管理者の管理にかかる公の施設の管理業務に従事している者ならびに個人事業主

(オ) 前(ア)から(ウ)までの職にあった者で、当該職を退いた日の翌日から起算して1年を経過しない日にあるものおよび前(エ)であった者

イ 法令違反行為等 職員等の職務の執行にかかる行為で、法令（法律、法律によ

る命令、条例ならびに市が定める規則および規程を含む。)に違反するものその他不適正なものをいう。

ウ 通報等 法令違反行為等が生じ、または生じようとしている旨を通報窓口または上司(通報者の所属における上司をいう。以下同じ。)に知らせる行為および当該知らせる行為に先立ち、または関連して、通報窓口または上司に当該法令違反行為等について相談する行為をいう。

(2) 前号に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)において使用する用語の例による。

3 体制整備

(1) 通報対応責任者

青梅市長(以下「市長」という。)は、職員等からの通報等に対応するため、当該対応業務を統括し、次に掲げる業務を行う通報対応責任者を置き、総務担当部長をもってこれに充てるものとする。

ア 通報窓口を設置すること。

イ 通報窓口になされた通報等について、必要な調査を実施すること。

ウ 前イの調査の結果、対象事案について法令違反行為等が明らかになった場合、是正措置の内容の検討および実行を指揮すること。

エ 公益通報者保護法および市の通報等にかかる対応の体制について、職員等に対して必要な教育または周知を行うこと。

(2) 通報窓口

前号アの通報窓口は、次に掲げるところにより設置するものとする。

ア 通報等の受付および記録の作成を行う通報窓口担当者を置き、人事担当課長をもってこれに充てるものとする(人事担当課長が第6項第1号アからウまでに掲げる者に当たるおそれのある場合を除く。)

イ 通報窓口を利用しようとする職員等は、通報窓口担当者に対し、電話、電子メール、郵送、面談等により、次の事項を知らせ、または相談することにより通報等を行うものとする。この場合において、当該通報等は、匿名で行うことができる。

(ア) 法令違反行為等に関する事実の内容

(イ) 法令違反行為等が生じ、または生じようとしていると思料する理由

ウ 通報窓口担当者は、前アの規定により通報等を受け付けた場合は、速やかにその旨を通報者に通知するとともに、次項の調査により、当該通報等にかかる法令違反行為等が認められたときは、第5項の規定による是正措置を行った結果を、当該通報等にかかる法令違反行為等が認められないときはその旨を、通

報者に通知するものとする。ただし、通報者に連絡を取ることができない場合を除く。

エ 前ウの通知は、適正な業務の遂行および利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において行わなければならない。

オ 通報窓口担当者は、通報者が、第5項の是正措置が完了するまでの間に、第7項第1号に規定する不利益な取扱いを受けることのないよう、必要な確認および措置を講じなければならない。

カ 前ウの規定にかかわらず、前イの通報等に対し、必要な助言を行う取扱いとすることが妥当であると通報対応責任者が認めるときは、通報等を受け付けた旨の通知を通報者に対して行ったのち、次項の調査の前または後において、必要な助言の通知を行うものとする。

(3) 上司への通報等

前号イの規定による通報等は、通報等を行おうとする職員等の上司に対して行うことができる。この場合において、当該通報等を受けた上司である者は、慎重に通報者の意見を聴き、必要と認めるときは、通報窓口担当者に通報者または当該上司である者の名義で改めて通報等を行うものとし、その後の取扱いは同様とする。

4 調査

(1) 通報対応責任者は、通報窓口において通報等を受け付けたときは、当該通報等が、前項第2号カの規定により調査前に必要な助言を行う取扱いによることとされたとき、すでに調査中であるとき、すでに調査または是正措置等がとられ、解決済みであるとき等、正当な理由がある場合を除き、速やかに必要な調査を実施しなければならない。

(2) 通報対応責任者は、前号の調査を、通報窓口担当者その他の適当と認める者に担当させるものとする。

(3) 通報対応責任者は、第1号の調査の過程で、市長、副市長、教育長、地方公営企業の管理者その他管理または監督の地位にある職員が関与する法令違反行為等が明らかになったときは、調査に関する独立性を確保するため、外部弁護士または第三者組織によるモニタリング（通報対応責任者が企画し、実施する調査の方法、進行状況等を適宜監視し、必要な助言を行うことをいう。以下同じ。）を受けながら調査を遂行するものとする。この場合において、当該外部弁護士または第三者組織は、市長が別に委嘱または設置するものとする。

5 是正措置

(1) 前項第2号の規定により調査を担当する者は、法令違反行為等の有無その他の

調査結果を通報対応責任者に報告するものとする。この場合において、当該調査を担当する者または通報対応責任者は、同項第3号の外部弁護士または第三者組織に必要なモニタリング結果の報告を行わせることができる。

- (2) 通報対応責任者は、前号本文の報告を受けた場合において、法令違反行為等のあったことが明らかとなったときは、速やかに是正措置について内容の検討を行った上、これを実行するものとする。この場合において、通報対応責任者は、通報窓口担当者その他の適当と認める者に当該是正措置の検討または実行を担当させることができる。
- (3) 前項第3号の規定は、前号の規定により是正措置の検討および実行をする場合において、準用するものとする。
- (4) 通報対応責任者は、第2号の規定による是正措置を実行したときは、当該是正措置が適切に機能しているかを検証し、必要に応じて、追加の是正措置を講ずるものとする。

6 利益相反の排除

- (1) 第3項第2号ア、第4項第2号および前項第2号後段の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、対象事案の通報窓口担当者（第1報を受け付ける業務を除く。）、調査担当者および是正措置の検討または実行の担当者になることができない。
 - ア 法令違反行為等の発覚、または調査の結果により実質的に不利益を被る者
 - イ 通報者または通報等にかかる事案の対象者と親族関係にある者
 - ウ その他公正な調査または是正措置の検討もしくは実行を阻害するおそれのある者と通報対応責任者が認めるもの
- (2) 通報対応責任者は、人事担当課長が、自らが前号アからウまでに掲げる者に当たるおそれのある通報等を、通報窓口担当者として受けたときは、別に適当と認める者を選定し、通報窓口担当者に充てるものとする。
- (3) 調査担当者または是正措置の検討もしくは実行の担当者になる者は、それぞれの業務に着手する前に、自らが第1号アからウまでに掲げる者に該当するか否かを確認し、これに当たるおそれがあるときは、その旨を通報対応責任者に報告しなければならない。
- (4) 通報対応責任者は、前号の報告を受け付けたときは、別に適当と認める者を選定し、調査担当者または是正措置の検討もしくは実行の担当者に充てるものとする。
- (5) 通報対応責任者は、自らが前号アからウまでに掲げる者に当たるおそれのある通報等を、通報窓口において受けたときは、当該通報等の取扱いにかかる通報対

応責任者の業務を、通報窓口担当者その他の適当と認める者に委任するものとする。

7 通報者の保護

- (1) 職員等のうち、通報者の業務を管理し、評価するものは、当該通報者に対し、通報等を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
- (2) 前号に定める不利益な取扱いが行われた場合には、当該不利益な取扱いを受けた者に対して適切な救済および回復のための措置を講ずるものとする。

8 秘密保持

職員等は、内部公益通報等にかかる職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も同様とする。

9 不正の目的による通報等の禁止

職員等は、虚偽、他人を誹謗中傷する目的その他不正の目的による通報等をしてはならない。

10 処分等

任命権者は、第2項第1号ア(ウ)に掲げる者が、次の各号に掲げる場合に当たるときは、当該各号に掲げる者に対して、青梅市職員の懲戒に関する条例（昭和26年条例第51号）の定めるところにより相当の処分を下し、または当該事案の重大性の程度に照らし、任命権者が相当と認める措置を講ずるものとする。

- (1) 第4項の調査の結果、法令違反行為等が明らかになった場合 当該法令違反行為等に関与した者
- (2) 職員等が第6項第3号の規定による報告をせずに、通報等にかかる事案に関与した場合 当該関与した者
- (3) 職員等が第7項第1号に規定する不利益な取扱いを行った場合 当該不利益な取扱いを行った者
- (4) 職員等が前項に規定する不正の目的による通報等を行った場合 当該不正の目的による通報等を行った者

11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に当たり必要な事項は市長が定める。

12 実施期日

この要綱は、令和4年6月1日から実施する。

青梅市外部公益通報の取扱いに関する要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）において外部の労働者等からの法令違反行為等に関する通報等を適切に取り扱うため、これらの通報等への対応手続に関する事項を定めることにより、通報者等の保護を図るとともに、事業者の法令遵守等を推進することを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部の労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 通報内容となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者および当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者

イ 通報内容となる事実に関係する事業者および取引先事業者の役職員

ウ 前アおよび前イに規定する者であったもの

エ 前アからウまでに規定する者のほか通報内容となる事実に関係する事業者の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

(2) 通報等 公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）にもとづく通報対象事実その他の法令違反等が生じ、もしくは生じようとしていると思料して、市に対して、その旨を知らせる行為または当該法令違反行為等について相談する行為をいう。

(3) 通報者等 通報等をした者をいう。

(4) 主管課 通報内容となる事実に関する事務を所掌する課をいう。

(5) 不利益な取扱い 通報等をしたことを理由とする市、市職員等、事業者または事業者の役職員等からの、懲戒処分その他の不利益な取扱いをいう。

3 体制整備

(1) 総括通報等処理責任者

青梅市長（以下「市長」という。）は、市に対してなされる通報等への対応に関する事務を総括する総括通報等処理責任者を置き、市民安全担当部長をもってこれに充てるものとする。

(2) 通報等窓口

総括通報等処理責任者は、通報等を一元的に取り扱う窓口（以下「通報等窓口」という。）を市民安全課に置き、当該課の職員に、次に掲げる事務を取り扱わせ

るものとする。

ア 通報等の受付に関すること。

イ 通報者等との連絡調整に関すること。

ウ 通報等処理責任者との連絡調整に関すること。

(3) 通報等処理責任者

ア 総括通報等処理責任者は、通報等窓口で受け付けた通報等にかかる主管課があるときは、当該主管課の課長（以下「主管課長」という。）を、主管課のないときは市民安全課長を通報等処理責任者に指名するものとする。ただし、当該指名しようとする者が、第8項第1号に掲げる者に当たると認められるときは、別に適当と認める職員を指名するものとする。

イ 通報等処理責任者は、通報等に関する必要な調査または他の行政機関への取次ぎを行うものとする。この場合において、通報等処理責任者は、所属課の職員から当該調査または取次ぎを補佐する者を指定することができる。

4 受付

(1) 市は、通報等窓口において、外部の労働者等から、次に掲げる事実についての通報等を受け付けるものとする。

ア 法にもとづく通報対象事実

イ 前アに定めるもののほか、法令に違反する行為に関する事実（当該違反行為について処分または勧告等をする権限を有する行政機関がある場合に限る。）

ウ 前アおよび前イに定めるもののほか、事業者の法令遵守等の確保および法令等の適正な執行のために必要と認められるその他の事実

(2) 通報等窓口の職員（以下「受付職員」という。）は、通報等を受け付けたときは、通報等への対応に必要な事項を通報者等から聴取するものとする。ただし、通報者等の同意が得られない場合その他聴取することに支障がある場合は、この限りでない。

(3) 市の職員（主管課の職員を含む。）は、通報等窓口を経由しないで直接通報等を受け付けたときは、これを通報等窓口に取り次ぐものとし、受付職員は通常の通報等と同様にこれを取り扱うものとする。

5 受付後の対応

(1) 受付職員は、通報等を受け付けたときは、その内容に応じて通報等処理責任者である主管課長または市民安全課長に当該通報等の処理を取り次ぐものとする。

(2) 主管課長は、前号の通報等が次のいずれかに該当する場合には、当該通報等に関して調査を実施するものとする。

ア 前項第1号に掲げる事実にかかる通報等であって、当該事実について処分ま

たは勧告等をする権限を市が有しており、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合

(ア) 当該事実が生じ、または正に生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること（以下「真実相当性の要件」という。）。

(イ) 当該事実が生じ、または正に生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面を提出すること。

a 通報者等の氏名または名称および住所または居所

b 当該事実の内容

c 当該事実が生じ、または正に生じようとしていると思料する理由

d 当該事実について法令にもとづく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由

イ 通報等が真実相当性の要件を満たしているかどうかをただちに明らかでない場合においても、法第3条第1項第2号の趣旨を踏まえ、個人の生命、身体、財産等に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合

(3) 主管課長は、前号の規定により調査を実施する場合は、当該通報等への対応手続の終了までに必要と見込まれる期間を設定の上、当該調査を実施する旨を、調査を実施しない場合はその旨およびその理由を、通報等窓口へ回答するものとし、通報等窓口は、これを通報者等に対し、遅滞なく通知するものとする。

(4) 主管課長は、当該通報等において、他の行政機関が処分または勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、当該他の行政機関を、通報者等に対して遅滞なく教示しなければならない。この場合において、個人情報の保護に支障がない範囲において、当該通報等にかかる資料を通報者等に提供するものとする。

(5) 主管課長は、前号本文の場合において、通報等に、個人の生命、身体、財産等に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、個人情報の保護に関する法令等に従い、当該他の行政機関に当該内容について情報提供をするものとする。

6 調査

(1) 主管課長は、前項第2号の規定による調査を速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を実施するものとする。

(2) 総括通報等処理責任者は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理するものとする。

(3) 主管課長は、調査の進捗状況を通報者等に対し、適宜通知するとともに、調査結果を可及的速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知するものとする。

- (4) 主管課長は、調査の結果、第4項第1号に掲げる事実があると認めるときは、速やかに法令にもとづく措置その他適切な措置をとらなければならない。
- (5) 主管課長は、前号の措置をとった場合には、その内容を、通報者等に対し、遅滞なく通知するものとする。

7 秘密保持および通報者等の保護

- (1) 通報等への対応に関与した職員は、通報等への対応により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も同様とする。
- (2) 主管課長は、通報等への対応が終了するまでの間、必要に応じて、通報者等が不利益な取扱いを受けていないか確認するものとする。
- (3) 市は、通報等対応の終了後においても、通報者等からの相談等に適切に対応するとともに、通報者等が、通報等をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、通報者等の保護にかかる必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

8 利益相反関係の排除

- (1) 職員は、次に掲げるいずれかに該当する場合、通報等への対応に関与してはならない。
- ア 法令違反行為等の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者
 - イ 通報者等または被通報者等と親族関係にある者
 - ウ 通報等にかかる事案に関する公正な調査、措置等の検討または実施を阻害し得ると総括通報等処理責任者が認める者
- (2) 職員は、通報等にかかる受付、事案の調査または措置等の検討もしくは実行等の通報等への対応の各業務に着手する時点で、第1号のいずれにも該当しないことを確認し、そのいずれかに該当する場合、総括通報等処理責任者に報告するものとする。
- (3) 前号の規定による報告を受けた総括通報等処理責任者は、前号の報告をした者に代えて、適当と認める者を当該事務に当たらせることができる。
- (4) 総括通報等処理責任者は、通報等への対応の各段階において、通報等への対応に関与する者が当該通報等に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

9 通報等対応に関しての適切な周知

総括通報等処理責任者は、市における通報等への適切な対応を推進するため、法および地方公共団体向けガイドラインならびにこの要綱の内容等について、通報等処理責任者、その他の職員に対し、十分に周知するものとし、市の区域内の事業者および労働者等に対しては、市における通報等窓口、通報等対応体制等について、周知するよう努めるものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に当たり必要な事項は市長が定める。

11 実施期日等

この要綱は、令和4年6月28日から実施し、同年6月1日から適用する。

青梅市法人市民税システムプロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市法人市民税システムを更新するに当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市法人市民税システムプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施方法をまとめた実施要領の決定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、委員長および委員をもって組織し、それぞれ次の職にある者をこれに充てる。

(1) 委員長 市民税課長

(2) 委員 次に掲げる職員

ア 情報システム課情報システム管理業務担当 1名

イ 市民税課法人市民税業務担当 2名

ウ 収納課収納および滞納業務担当 2名

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、市民部市民税課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和4年5月25日から実施し、第6項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市重層的支援体制整備事業移行準備庁内検討会設置要綱

1 設置

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4にもとづく重層的支援体制整備事業の実施に関し必要な事項を検討するため、青梅市重層的支援体制整備事業移行準備検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 所掌事項

検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 重層的支援体制整備事業実施計画等の策定に関すること。
- (2) その他地域共生社会の実現等に盛り込むべき重要課題に関すること。

3 組織

検討会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 会長 健康福祉部長
- (2) 副会長 企画政策課長
- (3) 委員 福祉総務課長、市民活動推進課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、障がい者福祉課長、健康課長および子ども家庭支援課長
- (4) 会長は、必要に応じて学識経験者等をアドバイザーとして検討会に加えることができる。

4 会長の職務および代理

- (1) 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(2) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会の会議に出席させ、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 庶務

検討会の庶務は、福祉総務課において処理する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

8 実施期日

この要綱は、令和4年6月7日から実施する。

令和4年度青梅市ウクライナ避難民 暮らしの安心確保支援金支給要綱

1 目的

この要綱は、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻により、青梅市（以下「市」という。）に住所を有する親族や知人を頼ってウクライナから市に避難する者が、速やかに当面の暮らしを営むことができるようにするため、青梅市ウクライナ避難民暮らしの安心確保支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ウクライナ避難民 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻による戦禍を逃れるため令和4年2月24日以後にウクライナを出国した者（日本国籍を有しない者であるときは、出入国在留管理庁長官が発行するウクライナ避難民であることの証明書の発行を受けたものに限る。）をいう。

(2) サポーター ウクライナ避難民が査証（ビザ）を申請する際に、身元保証書に署名した者であって、当該ウクライナ避難民が市における避難生活を営む上で、必要な行政手続、日常生活等の支援を行うものをいう。

3 支給対象世帯

支援金の支給対象は、次に掲げる要件を全て満たす世帯（以下「支給対象世帯」という。）とする。

- (1) ウクライナ避難民で構成された世帯であること。
- (2) ウクライナ国籍を有する者を含む世帯であること。ただし、サポーターが支給対象世帯の構成員の親族であってウクライナ国籍を有する者である場合は、この要件を満たすものとする。
- (3) 青梅市長（以下「市長」という。）が第6項の規定にもとづき支援金の支給を決定する時点において、市の区域内（以下「市内」という。）に居住する者で構成された世帯であること。
- (4) 市内に住所を有する18歳以上の者をサポーターとして指定した世帯であること。ただし、当該サポーターがウクライナ避難民の親族でない場合は、すでに別の支給対象世帯のサポーターである者は指定できないものとする。

4 支給額

- (1) 支援金の支給額は、支給対象世帯1世帯当たり10万円とする。この場合において、世帯員が2人以上いるときは、2人目以降1人につき5万円を加算し、支給対象世帯が市内の民間賃貸住宅に有償で賃貸借契約締結（以下「賃貸借契約締結」という。）をしたときは、55万円を加算する。
- (2) すでに支援金の支給を受けている世帯にウクライナ避難民が新たに属することとなった場合における当該ウクライナ避難民にかかる支援金の支給額は、前号の規定にかかわらず、当該ウクライナ避難民1人につき5万円とする。

5 支給申請

支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を令和5年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 青梅市ウクライナ避難民暮らしの安心確保支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 要件確認書兼誓約書（様式第2号）
- (3) 世帯員全員の在留カードの写し（世帯員に日本国籍を有する者を含む場合は、当該世帯員の旅券の写し）
- (4) 世帯員全員のウクライナ避難民であることの証明書（日本国籍を有する者を除く。）
- (5) 賃貸借契約締結をした場合、当該契約書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

6 支給決定

市長は、前項に規定する申請書等が提出されたときは、遅滞なく申請書等の内容を審査の上、支援金支給の可否を、青梅市ウクライナ避難民暮らしの安心確保支援

金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

7 支給

(1) 市長は、前項の規定により支援金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、次のいずれかの方式により速やかに支援金を支給するものとする。

ア 現金払方式 市の指定する窓口において現金を渡す方式

イ 口座振込方式 支給決定者の金融機関口座に振り込む方式

(2) 支援金の支給は、支給対象世帯1世帯当たり1回とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 支援金支給後に、支給決定者の属する世帯に新たなウクライナ避難民が世帯員となり、当該世帯員にかかる加算分を申請する場合

イ 支援金支給決定時に賃貸借契約締結をしておらず、支援金の支給後に賃貸借契約締結をし、加算分の申請をする場合

8 決定の取消し

(1) 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金の支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により支援金の支給決定を受けたとき。

イ その他市長が支給決定を不相当と認めたとき。

(2) 市長は、前号の規定により取消しをしたときは、青梅市ウクライナ避難民暮らしの安心確保支援金支給決定取消通知書（様式第4号）により、速やかに通知するものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

10 実施期日等

(1) この要綱は令和4年7月28日から実施し、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給決定された支援金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続については、なお従前の例によるものとする。

令和4年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱

1 目的

この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）にもとづく保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）またはその世帯に属する学童もしくは生徒に対する各種給付金を、青梅市が予算の範囲内において支給することにより、本人および世帯の自立助長を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学童 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。）第1条に規定する学校および教育法第134条に規定する各種学校のうち、別表第1に掲げる学校に在学中の者をいう。
- (2) 生徒 教育法第1条に規定する学校および教育法第134条に規定する各種学校のうち、別表第2に掲げる学校に在学中の者をいう。
- (3) 春・夏・冬季健全育成費 被保護世帯の学童・生徒が春季、夏季および冬季休業中に実施される野外活動等に参加するときに要する経費をいう。
- (4) 学童服 学童・生徒の通学用被服をいう。
- (5) 運動衣 学童・生徒の体育授業に用いるトレーニングシャツ、パンツ等をいう。
- (6) 自立援助金 被保護世帯の生徒または就職に伴い被保護世帯から転出した生徒が、別表第2に掲げる学校を卒業と同時に継続的な就労に従事するときに支給されるものをいう。
- (7) 修学旅行支度金 学童または生徒に対し修学旅行に参加する際に必要な参加支度費をいう。

3 事業の種類、支給要件等

事業の種類は次の各号に掲げるものとし、その内容および支給要件は別表第3に掲げるものとする。

- (1) 春・夏・冬季健全育成費の支給
- (2) 学童服および運動衣の支給
- (3) 自立援助金の支給
- (4) 修学旅行支度金の支給

4 支給金額、支給時期および支給方法

支給金額、支給時期および支給方法は、別表第3に掲げるものとする。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市長が別に定める。

6 実施期日等

この要綱は、令和4年6月1日から実施し、同年4月1日から適用する。ただ

し、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

別表第1（第2項関係）

1	小学校
2	義務教育学校の前期課程
3	特別支援学校の小学部
4	外国人学校の初等部

別表第2（第2項関係）

1	中学校
2	義務教育学校の後期課程
3	中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）
4	特別支援学校の中学部
5	外国人学校の中等部

別表第3（第3項、第4項関係）

事業の種類	内 容	支給要件	支 給 金 額	支給時期および方法
春・夏・冬季健全育成費の支給	被保護世帯の学童・生徒に対し、春・夏・冬季休業中の野外活動等に参加する費用を支給するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯（保護停止中の場合を含む。）に属する学童・生徒とする。 2 支給日の前月2日から支給日までに、法にもとづくいずれかの扶助を開始した被保護世帯で支給日以降おおむね1月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みのある世帯に属する学童・生徒とする。 3 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中（通所 または通学している者を除く。）の者には支給しない。 	1人当たり 3,300円	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として12月に支給する。 2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。
学童服・運動衣の支給	被保護世帯の学童・生徒に対し、「こどもの日」の行事の一つとして、学童服および運動衣の購入費を支給するもの	<p>次の各項に該当し、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯に属する学童・生徒とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年4月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みのある世帯（保護停止中の場合を含む。）に属する学童・生徒とする。 2 令和4年4月2日から同年5月5日までに法にもとづく 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学童服 1人当たり 11,400円 2 運動衣 1人当たり 4,100円 	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として12月に支給する。 2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。

		<p>いずれかの扶助を開始した被保護世帯で、同年5月6日以降おおむね1月以上にわたり継続して保護を適用する見込みのある世帯に属する学童・生徒とする。</p> <p>3 1および2の学童・生徒に対する学童服の支給について、別表第1および別表第2に掲げる学校の1年生を除くものとする。ただし、外国人学校在学者は、この限りでない。</p> <p>4 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中（通所 または通学している者を除く。）の者には支給しない。</p>		
自立援助金の支給	被保護世帯の生徒で、中学校を卒業し、就職する者に対し、就職支度金を支給するもの	<p>次の各項に掲げるものに該当する者で、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯に属する生徒とする。</p> <p>1 令和4年4月1日現在、法にもとづく被保護世帯（保護停止中の場合を含む。）の生徒または同年3月中に被保護世帯（保護停止中の場合を含む。）から就職に伴い転出した生徒とする。</p> <p>2 別表第2に掲げる学校を卒業し、令和4年4月30日までに継続的な就労に従事するか、または同日までに継続的な就労に従事することが見込まれること。</p> <p>3 別表第4に掲げる児童福祉施設（通所者を除く。）から直接就職する者でないこと。</p>	1人当たり 51,500円	<p>1 原則として12月に支給する。</p> <p>2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。</p>
修学旅行支度金の支給	被保護世帯の別表第1に掲げる学校に在学する小学6年生または別表第2に掲げる学校に在学する中学3年生に対し、修学旅行に参加するときに必要な参加支度金を支給するもの	<p>次の各項に掲げるものに該当する者で、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯および支給日までに法にもとづくいずれかの扶助を開始した被保護世帯に属する学童・生徒とする。</p> <p>1 当該事業年度4月1日から同3月31日までに修学旅行に参加する別表第1に掲げる学校に在学する小学6年生または別表第2に掲げる学校に在学する中学3年生であって修学旅行日現在、被保護世帯（保護停止中の場合を含む。）に属する学童・生徒とする。ただし、他の事業実施機関により、すでに同一修学旅行に対する参加支度金の支給を受けている者を除く。</p> <p>2 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中（通所または通学している者を除く。）の者には支給しない。</p>	<p>1 小学6年生1人当たり 4,300円</p> <p>2 中学3年生1人当たり 8,500円</p>	<p>1 原則として12月に支給する。</p> <p>2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。</p>

別表第4

生活保護世帯に対する法外援護事業の支給対象とならない児童福祉施設または学校

1	福祉型障害児入所施設
2	医療型障害児入所施設
3	児童自立支援施設
4	児童養護施設
5	特別支援学校（寄宿舎）

青梅市生活困窮者等就労準備支援業務 委託プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

生活困窮者等にかかる就労準備支援業務を実施するに当たり、当該業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市生活困窮者等就労準備支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザル方式による事業者選定の実施方法をまとめた実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、それぞれ次の職にあるものをもって組織する。

- (1) 委員長 健康福祉部長
- (2) 副委員長 生活福祉課長
- (3) 委員 生活福祉課職員

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、生活福祉課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和4年6月23日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市地域密着型サービス事業所開設 準備経費等支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市の区域内（以下「市内」という。）に開設される地域密着型サービス事業所の開設準備に要する経費の一部に対し、令和4年度東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱（令和4年3月30日3福保高施第2353号）にもとづき、青梅市が予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

補助対象者は、青梅市長（以下「市長」という。）が青梅市地域密着型サービス指定候補事業者として選定した者で、市内において地域密着型サービス事業所を開設しようとするものとする。

3 補助事業

補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、前項に規定する補助対象者が行う、地域密着型サービス事業所の開設準備に必要な職員訓練期間中の雇上げ、開設のための普及啓発等にかかる事業とする。

4 補助対象経費

補助対象経費は、前項に規定する補助事業を行うための経費で、地域密着型サービス事業所の開設前6月の間にかかる次に掲げるものとする。ただし、社会通念上適当と認められない経費を除くものとする。

- (1) 需用費
- (2) 使用料および賃借料
- (3) 備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）
- (4) 報酬、給料、職員手当、共済費、賃金および旅費
- (5) 役務費
- (6) 委託料

5 補助金交付額

補助金交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1,400万円
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 別表に定める宿泊定員に応じた基準額

6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市地域密着型サービス事業所開設準備経費等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

7 補助金の交付決定

市長は、前項の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、青梅市地域密着型サービス事業所開設準備経費等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

8 補助金の交付時期

補助金の交付時期は、補助事業が完了したときに補助金交付額の全額を交付するものとする。

9 実績報告

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したとき、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに青梅市地域密着型サービス事業所開設準備経費等支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

10 補助金の額の確定

市長は、前項の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこの要綱に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市地域密着型サービス事業所開設準備経費等支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

11 補助金の支払

- (1) 市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、当該確定金額を支払うものとする。
- (2) 補助事業者は、前号の規定にもとづき補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

12 消費税等にかかる税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は速やかに、補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

13 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

14 実施期日等

- (1) この要綱は、令和4年7月7日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の廃止後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続については、なお従前の例によるものとする。

別表（第5項関係）

宿泊定員	基準額
1人	839,000円
2人	1,678,000円
3人	2,517,000円
4人	3,356,000円
5人	4,195,000円
6人	5,034,000円
7人	5,873,000円

8人	6,712,000円
9人	7,551,000円

青梅市地域密着型サービス整備助成事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市の区域内において地域密着型サービス整備事業にかかる経費の一部に対し、東京都令和4年度地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱（令和4年4月8日付け4福保高施第74号）にもとづき、青梅市が予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

補助対象者は、青梅市長（以下「市長」という。）が青梅市地域密着型サービス指定候補事業者として選定し、東京都による補助対象事業者としての決定を受けた事業者（当該地域密着型サービスの拠点を整備する土地所有者および建物所有者を含む。以下「補助対象事業者」という。）とする。

3 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象事業者が地域密着型サービスを実施する建物の新築または既存の建物の改修にかかる整備事業とする。

4 補助対象経費

補助対象経費は、前項に規定する補助対象事業を行うために必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）とする。この場合において、別の補助金等において補助対象とされる経費を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金、適当と認められる購入費等を含むものとする。

5 補助金交付額

補助金交付額は、別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第2欄に掲げる補助基準単価に同表の第3欄に掲げる単位の数を乗じて得た額（宿泊機能を有する看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該額に別表第2の第1欄に掲げる宿泊定員に応じて同表の第2欄に掲げる基準額を加算した額）と、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市地域密着型サービス整備助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

7 補助金の交付決定

市長は、前項の規定により交付申請のあった事業について適当と認める場合は、青梅市地域密着型サービス整備助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付決定を申請者に通知するものとする。

8 補助金の交付時期

補助金は、補助事業が完了したときに全額を交付するものとする。ただし、補助事業が2か年度にわたる場合は、第5項に規定する補助金交付額を限度額とし、実績報告にもとづく各年度の出来高に応じて、年度ごとに交付するものとする。

9 実績報告

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したとき、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、青梅市地域密着型サービス整備助成事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

10 補助金の額の確定

市長は、前項の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこの要綱に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市地域密着型サービス整備助成事業補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

11 補助金の支払

補助事業者は、前項の規定によりその額の確定を受けた後において、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

12 消費税等にかかる税額控除の報告等

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により、当該補助金に関する消費税および地方消費税にかかる仕入税額控除が確定した場合は、速やかに消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

(2) 前号の規定による報告があった場合において、市長は、当該仕入控除税額の全

部または一部を納付させることができる。

13 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

14 実施期日等

- (1) この要綱は、令和4年7月7日から実施し、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表第1（第5項関係）

区分	補助基準単価	単位
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940,000円	施設数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600,000円	施設数

別表第2（第5項関係）

宿泊定員	基準額
1人	937,000円
2人	5,812,000円
3人	10,687,000円
4人	15,562,000円
5人	20,437,000円
6人	25,312,000円
7人	30,187,000円
8人	35,062,000円
9人	39,937,000円

令和4年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等におけるPCR検査事業実施要綱

1 目的

この要綱は、令和4年度区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助

金交付要綱（令和4年3月31日3福保感防第3699号）にもとづき、令和4年度高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金交付要綱（令和4年3月31日3福保高施第2459号）および令和4年度障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金交付要綱（令和4年3月29日3福保障施第3298号）の補助対象とならない青梅市（以下「市」という。）の区域内にある介護サービス事業所および障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）において、新型コロナウイルス感染症にかかる検査事業（以下「検査事業」という。）を実施することについて必要な事項を定め、もって新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐとともに、事業所の従事者が安全に業務を継続し、利用者が安心して事業所を利用できるようにすることを目的とする。

2 実施主体

検査事業の実施主体は市とし、適切に検査事業が実施できる検査事業者（以下「委託事業者」という。）に委託して実施するものとする。

3 対象者

検査事業の対象者は次に掲げる者とする。ただし、従事者の範囲は、事業所において、継続して提供することが必要な業務に従事する者（清掃、調理等の業務受託者であって、事業所の長が検査が必要と判断するものを含む。）とし、利用者については、青梅市民以外の者を含むものとする。

(1) 次のアからコまでに掲げる事業所について、当該アからコまでに掲げる者

ア 介護サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能居宅介護、看護小規模多機能居宅介護および認知症対応共同生活介護を実施するもの） 従事者および利用者

イ 介護サービス事業所（訪問看護、訪問介護、訪問入浴介護および訪問リハビリテーション事業を実施するもの） 従事者

ウ 介護サービス事業所（認知症対応共同生活介護を実施するもの） 利用者

エ 障害福祉サービス事業所（短期入所（入所施設に併設する事業所は除く。）、自立訓練、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援および放課後等デイサービスを実施するもの） 従事者および利用者

オ 障害福祉サービス事業所（居宅介護および重度訪問介護を実施するもの。ただし、介護サービス事業所の指定を受けている事業所を除く。） 従事者

カ 障害福祉サービス事業所（共同生活援助を実施するもの） 利用者

キ 青梅市障がい者サポートセンター 従事者

ク 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項の規定により東京都知事に届出を行った事業所（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム事業を実施するもの） 従事者および利用者

ケ 老人福祉法第29条第1項の規定により東京都知事に届出を行った事業所（特定施設入居者生活介護（定員29人以下に限る。）の指定を受けている有料老人ホーム事業を実施するもの） 利用者

コ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定により東京都知事に登録を行った事業所（特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅事業を実施するもの） 従事者および利用者

(2) その他青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める者

4 検査実施の案内および申出

(1) 市長は、検査事業による検査について、事業所および事業所の従事者への必要な説明を含む案内により、受診を希望する事業所を募るものとする。

(2) 検査事業による検査の受診を希望する事業所は、令和4年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等におけるPCR検査事業実施申出書（別記様式）を、市長に提出するものとする。

5 検査の実施等

(1) 前項の申出を受けた市長は、委託事業者に対し、当該申出を行った事業所の検査の実施依頼を行うものとする。

(2) 委託事業者は、前号の実施依頼にもとづき、前項の申出を行った事業所にかかる検査を実施するものとし、当該検査結果を当該事業所および市長に報告するものとする。この場合において、市長への報告は、受診者の個人情報を含まず、実施した検査の概況が把握できる程度のものとする。

(3) 事業所は、前号の規定による検査結果の報告を受けたときは、当該検査のうち個人にかかる結果について、当該検査を受診した従事者に通知するものとする。この場合において、当該検査結果が陽性である者への通知は、この検査事業において市が推奨する医療機関の受診方法の案内を添えて行うものとする。

(4) 市と青梅市医師会は、前号の検査結果が陽性である者が医療機関を受診する場合の対応および受診後の東京都西多摩保健所への連絡その他の必要な対応について、あらかじめ協議の上、それらの事項を定めた契約を別に締結するものとする。

6 検査方法

前項の検査の方法は、鼻咽頭ぬぐい液または唾液を用いたPCR検査または抗原定量検査とし、委託事業者が定めるところにより実施するものとする。

7 検査回数

検査事業による検査回数は、対象者1人につき2回までとする。

8 費用負担

検査事業による検査の費用は、次項に定める範囲内で、市が負担するものとする。

9 委託料

(1) 検査事業にかかる委託事業者への委託料は、市と委託事業者との契約に定める検査1回当たりの単価に、第5項第2号の規定による検査結果の報告にもとづく検査を受けた者の人数を乗じて得た額とし、市は、委託事業者からの請求にもとづき、これを支払うものとする。

(2) 第5項第4号の規定にもとづき、青梅市医師会に所属する医療機関が実施する診療にかかる委託料は、市と青梅市医師会との契約に定める診療1回当たりの単価に、同号の規定にもとづき実施した診療を受けた者の人数を乗じて得た額とし、市は、青梅市医師会からの請求にもとづき、これを支払うものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、検査事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

11 実施期日等

(1) この要綱は、令和4年5月30日から実施し、同年7月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき実施された検査事業に関して、この要綱の失効後に必要となる委託料の支払等の手続に関しては、なお従前の例による。

令和4年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、介護サービス事業所等および障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）が実施する、新型コロナウイルス感染症対策（以下「感染症対策」という。）に要する経費の一部を補助することに関し必要な事項を定め、もって事業所の事業継続体制の構築を支援することを目的とする。

2 補助対象事業所

令和4年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の補助対象となる事業所は、青梅市内に所在し、令和4年12月28日までに東京都（以下「都」という。）もしくは青梅市（以下「市」という。）から指定を受け、または都に登録もしくは届出を行ったものであって、感染症対策を徹底した上でサービス提供を行うものとして青梅市長（以下「市長」という。）が認める次のいずれかに該当するものとする。ただし、青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第37号）第6条第1項の規定により、市長から指定管理者としての指定を受けて運営しているものを除く。

(1) 別表第1の左欄に区分される介護サービス事業所等

(2) 別表第2の左欄に区分される障害福祉サービス事業所（複数のサービス区分にかかる指定を受けている場合は、指定事業所番号ごとに取り扱うものとし、同一の指定事業所番号で複数の指定を受けている場合であっても一つの事業所として取り扱うものとする。）

3 補助対象除外事業所

前項の規定にかかわらず、第6項の規定により補助金の交付申請をしようとする事業所（以下「申請者」という。）が次のいずれかに該当するときは、補助対象事業所としない。

(1) 交付申請時において、休止または中止により利用者の受入れを行っていないとき。

(2) 令和4年4月1日以降における利用者の受入れの実績が3月に満たないとき。

(3) 市および都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないときまたは改善の見込みがないとき。

4 補助対象経費

補助金の補助対象となる経費は、次に掲げる購入経費とする。

(1) 感染症対策に要する消耗品

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が感染症対策に必要と認めるもの

5 補助金額

補助金の補助金額は、別表第1および別表第2の左欄に掲げるサービス区分ごとに同表の右欄に定める補助上限の範囲内で、市長が定める額とする。

6 補助金の交付申請

申請者は、令和4年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

7 補助金の交付決定等

(1) 市長は、申請者から前項の規定による補助金の交付申請があった場合において、内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、令和4年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(2) 補助金は、第9項の規定にかかわらず、前号の規定による補助金の交付決定を受けた事業所（以下「交付決定事業所」という。）の請求にもとづき、概算払の方法により交付することができる。

8 実績報告の提出

交付決定事業所は、補助対象にかかる消耗品および備品の購入を全て完了した日から起算して1月を超えない日または令和5年4月15日のいずれか早い日までに、令和4年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

9 補助金の額の確定等

市長は、前項の実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告にかかる補助事業の成果がこの交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金確定通知書（様式第4号）により交付決定事業所に通知するものとし、交付決定事業所の請求にもとづき、補助金の支払を行うものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

11 実施期日等

- (1) この要綱は、令和4年7月7日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづいて交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続については、なお従前の例による。

別表第1（第5項関係）

サービス区分	補助上限
介護老人福祉施設（短期入所生活介護を含む。）	150,000円
介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む。）	150,000円
介護療養型医療施設（短期入所療養介護を含む。）	150,000円
介護医療院（短期入所療養介護を含む。）	150,000円
訪問介護（総合事業を含む。）	80,000円
訪問入浴介護（予防を含む。）	80,000円
訪問看護（予防を含む。）	80,000円
訪問リハビリテーション（予防を含む。）	80,000円
通所介護（総合事業を含む。）	80,000円
通所リハビリテーション（予防を含む。）	80,000円
福祉用具貸与（特定福祉用具販売含む。）（予防を含む。）	40,000円
特定入居者生活介護（予防を含む。）	40,000円
居宅介護支援	40,000円
介護予防支援	40,000円
地域密着型通所介護（総合事業を含む。）	80,000円
認知症対応型通所介護（予防を含む。）	80,000円
認知症対応型共同生活介護（予防を含む。）	80,000円

小規模多機能型居宅介護（予防を含む。）	80,000円
看護小規模多機能型居宅介護	80,000円
養護老人ホーム	80,000円
サービス付き高齢者向け住宅	40,000円
有料老人ホーム	40,000円
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日実施）第3項に定める第1号訪問事業および第1号通所事業	40,000円

別表第2（第5項関係）

サービス区分	補助上限
施設入所支援	150,000円
障害児入所支援	150,000円
短期入所	80,000円
共同生活援助	80,000円
自立訓練	80,000円
就労移行支援	80,000円
就労継続支援A型	80,000円
就労継続支援B型	80,000円
生活介護	80,000円
児童発達支援	80,000円
放課後等デイサービス	80,000円
居宅介護	80,000円
重度訪問介護	80,000円
同行援護	80,000円
行動援護	80,000円
就労定着支援	40,000円
計画相談支援	40,000円
障害児相談支援	40,000円

地域移行支援	40,000円
地域定着支援	40,000円

**青梅市ヒトパピローマウイルス感染症にかか
る任意接種費用助成事業要綱**

1 目的

この要綱は、HPVワクチン接種の積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した者に対して、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの任意接種を自費で受けたものについて、当該任意接種の費用の助成（以下「償還払」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) HPVワクチン 組換え沈降2価HPVワクチンまたは組換え沈降4価HPVワクチンをいう。
- (2) キャッチアップ接種 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄に該当することにより実施されるHPVワクチンの定期接種をいう。

3 償還払の対象者

償還払を受けることができる者（以下「償還払対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のアからエまでの全てに該当する者

- ア 令和4年4月1日時点で青梅市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する者
- イ 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性
- ウ 16歳となる日の属する年度の末日までにHPVワクチンの定期接種において3回の接種を完了していない者
- エ 17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに日本国内の医療機関でHPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担した者

オ 償還払を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていない者

カ 償還払と同種のものであると青梅市長（以下「市長」という。）が認める費用の助成を市以外の市区町村から受けていない者

(2) 市長が特に必要と認める者

4 償還払の額

償還払の額は、償還払対象者が任意接種を受けた医療機関に支払った前項第1号エの実費（最大3回接種分まで）に相当する費用と、償還払の申請日の属する年度において市が一般社団法人青梅市医師会に委託して実施するHPVワクチン接種にかかる契約単価とワクチン購入契約単価を合わせた額を比較して少ない方の額とする。

5 償還払の申請

償還払を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市ヒトパピローマウイルス感染症にかかる任意接種償還払申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、申請者が第2号に掲げる書類等を添付することができない場合は、青梅市ヒトパピローマウイルス感染症にかかる任意接種償還払申請用証明書（様式第2号）の提出をもって同号に掲げる書類等に代えることができる。

(1) 償還払の対象となる任意接種を受けた医療機関が発行した領収書の写し（HPVワクチンの種類および金額が記載されたものに限る。）

(2) 申請者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証または接種済みの記載がある予診票等の写し

6 申請期限

償還払の申請期限は、令和7年3月31日とする。

7 償還払の決定

市長は、第5項の規定による申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査を行い、償還払の可否を決定し、青梅市ヒトパピローマウイルス感染症にかかる任意接種費用（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

8 償還払の方法

市長は、前項の規定により償還払を行うことを決定したときは、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより償還払を行うものとする。

9 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41

年規則第16号)の定めるところによる。

10 実施期日

- (1) この要綱は、令和4年6月28日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された償還払に関して、この要綱の失効後に必要となる償還払の交付等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市ひとり親世帯の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的な損害を受けた低所得の子育て世帯を支援するため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和4年5月24日付け子発0524第1号別紙）にもとづき、青梅市ひとり親世帯の子育て世帯特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給要件

青梅市（以下「市」という。）は、次に掲げる者（すでに他の都道府県、市（特別区を含む。）または福祉事務所を管理する町村から給付金と同種の金銭を受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、給付金を支給するものとする。

- (1) 令和4年4月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和4年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定にもとづき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）または法第6条の規定にもとづく青梅市長（以下「市長」という。）の認定を受けた場合に法第13条の2の規定にもとづき児童扶養手当の全部または一部を支給しないこととなることが想定されている者であって、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、

令和2年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの（以下「公的年金給付等受給者」という。）

<p>①法第4条第1項第1号ロまたはニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロまたはニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「令」という。)で定める児童の養育者を除く受給資格者</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給にかかる支給制限限度額に相当する収入額未満であること（収入には、当該受給資格者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該受給資格者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、または当該受給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）。</p>
<p>②令で定める児童の養育者である受給資格者</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満であること（収入には、当該受給資格者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）。</p>
<p>③受給資格者の配偶者または当該受給資格者が父もしくは母である場合にあつては当該受給資格者の民法（明治29年法律第89号）第87条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該受給資格者と生計を同じくするものもしくは当該受給資格者が養育者であ</p>	<p>法第10条または第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満であること（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）。</p>

<p>る場合にあつては当該受給資格者の扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するもの</p>	
--	--

(3) 申請時点において、令和4年4月分の児童扶養手当にかかる法第6条の規定にもとづく市長の認定を受けていない受給資格者（公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）を除く。）または法第9条から第11条までの規定にもとづき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であつて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）

(4) 第2号に規定する公的年金給付等受給者または前号に規定する家計急変者に該当する者であっても、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」（令和4年5月24日付け子発0524第2号別紙）にもとづき支給される給付金（以下「ひとり親世帯以外の子育て世帯給付金」という。）の支給をすでに受けているものまたはひとり親世帯以外の子育て世帯給付金の実施主体が支給を決定したものについては、支給対象者には含まないものとする。

(5) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次のアからウまでに掲げる者に該当する場合について、当該アからウまでに掲げる者の法第4条に規定する支給要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であつた者に対して支給するものとする。ただし、すでに当該アからウまでに掲げる者に対して給付金が支給されている場合は、この限りでない。

ア 児童扶養手当受給者および公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であつて、令和4年4月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）

イ 公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であつて、令和4年4月28日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）

ウ 家計急変者であつて、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者

3 支給額

給付金は、支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給するものとする。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、1人を超える

分の監護等児童1人につき5万円を加算した額とする。

4 児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の申込み等

- (1) 市は、児童扶養手当受給者に対し、給付金の支給の申込みを行うものとする。
- (2) 児童扶養手当受給者は、前号の申込みを受けたときは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否の届出書（様式第1号）により給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- (3) 市長は、第1号の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給するものとする。ただし、前号の規定による届出があったときは、この限りでない。

5 児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の方式

児童扶養手当受給者に対する市による給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式は、児童扶養手当受給者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難なときに限り行うことができるものとする。

- (1) 児童扶養手当口座振込方式 令和4年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前項第3号の支給決定前までに、児童扶養手当受給者が低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書（様式第2号）により、市に前号の指定口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市が市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

6 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金にかかる申請受付開始日および申請期限

- (1) 公的年金給付等受給者および家計急変者に対して支給する給付金にかかる市の申請受付開始日は、次項第2号アからウまでに掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。
- (2) 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年2月28日までとする。

7 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金にかかる申請および支給の方式

- (1) 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（様式第3号。以下「給付金申請書」

という。)により申請を行うものとする。

- (2) 申請者による申請およびこれにもとづく市による支給は、次のアからウまでに掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、ウに掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他アまたはイに掲げる方式による支給が困難なときに限り行うものとする。

ア 郵送申請口座振込方式 申請者が給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

イ 窓口申請口座振込方式 申請者が給付金申請書を市の窓口に出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

ウ 窓口交付方式 申請者が給付金申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- (3) 市長は、第1号の規定による給付金申請書による申請に、戸籍謄本、簡易な収入(見込)額の申立書または簡易な所得(見込)額の申立書(様式第4号)、給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を添付させることにより、申請者が第2項の要件を満たす者であるかについて確認を行うとともに、必要に応じて公的身分証明書の写し等を提出または提示させることにより、当該申請者の本人確認を行うものとする。

8 代理による申請

代理により前項第1号の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められるものその他市長が適当と認めるものとする。

9 申請者に対する支給の決定

(1) 市長は、第7項第1号の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定するものとする。

(2) 市長は、前号の規定により給付金の支給を決定したときは、申請者に対し、第7項第2号アからウまでに掲げる方式により給付金を支給するものとする。

10 給付金の支給等に関する周知

市長は、この事業の実施に当たり、支給対象者の範囲、監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

11 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請者から第6項第2号の申請期限までに第7項第1号の申請が行われなかった場合、当該申請者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(2) 市長が第4項第3号の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和4年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約、変更等の事由により令和5年3月31日までに完了できない場合は、同項第2号の届出があつたものとみなす。

(3) 市長が第9項第1号の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないうことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

12 不当利得の返還

市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

13 受給権の譲渡または担保の禁止

給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

14 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日等

(1) この要綱は、令和4年6月27日から実施し、同年5月26日から適用する。

ただし、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給された給付金に関して、この要綱の失効後に必要となる給付金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市ひとり親世帯 以外の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的な損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を支援するため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和4年5月24日付け子発0524第2号別紙）に

もとづき、青梅市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金（以下「本給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給要件

(1) 青梅市（以下「市」という。）は、次項第1号に規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、アに規定する養育要件のいずれかに該当し、かつ、イに規定する所得要件のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に対し、本給付金を支給するものとする。

ア 養育要件は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

(ア) 令和4年4月分の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者であること。

(イ) 令和4年4月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の受給者であること。

(ウ) 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）または法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者であること。

(エ) 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）または特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者であること。

(オ) 前(ア)から(エ)までに該当しない者のうち、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童（以下この号において「特定対象児童」という。）を養育するものであって、令和4年3月31日において日本国内に住所を有するものまたは同年4月1日以後に特定対象児童を養育し、日本国内に住所を有することになったものであること。

(カ) 前(ア)から(エ)までに該当しない者のうち、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第7条に規定する額以上の収入があり、平成19年4月2日以降に出生した児童を養育するものであって、令和4年3月31日におい

て日本国内に住所を有するものまたは同年4月1日以降に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになったもの

イ 所得要件は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

(ア) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者であること。

(イ) 前(ア)に該当しない者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和4年1月から令和5年2月までの任意の1月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。）または1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）であること。

(2) 前号に掲げる者であって、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる場合に該当することとなったものの養育する児童その他当該児童にかかる本給付金の支給を受ける者として適当と認められるものに対して支給するものとする。

<p>児童手当等受給・非課税者（前号ア(ア)または(イ)に該当し、かつ、同号イ(ア)に該当する者（同号ア(ア)に該当する者については、法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）をいう。以下同じ。）</p>	<p>令和4年4月1日以後に死亡した場合</p>
<p>新規児童手当等受給・非課税者（前号ア(ウ)または(エ)に該当し、かつ、同号イ(ア)に該当する者（同号ア(ウ)に該当する者については、法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）をいう。以下同じ。）</p>	<p>支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合</p>
<p>その他の児童養育者・家計急変者等（児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者以外の者をいう。）</p>	<p>申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合</p>

(3) 前2号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する者には、本給付金を支給しないものとする。

ア 法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

イ 法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者

ウ 法人

3 対象児童

- (1) 本給付金の対象児童は、平成16年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日）から令和5年2月28日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有する者または児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条に定める理由により日本国内に住所を有しない者に限る。）とする。
- (2) すでに支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和4年5月24日付け子発0524第1号別紙）にもとづく給付金または本給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除くものとする。
- (3) 対象児童が令和4年4月分の児童手当および特別児童扶養手当の算定の基礎となっている者であるときは、当該対象児童は、児童手当受給者にかかる対象児童とする。
- (4) 対象児童が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当および特別児童扶養手当の算定の基礎となっている者であるときは、当該対象児童は児童手当受給者にかかる対象児童とする。

4 支給額

本給付金の支給額は、対象児童1人につき5万円とする。

5 市からの申込みによる支給

- (1) 青梅市長（以下「市長」という。）は、児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者に対し、本給付金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認した上で、本給付金の支給を決定するものとする。この場合において、受給を希望しない児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）受給拒否の届出書（様式第1号）により届出を行うものとする。
- (2) 市長は、前号の支給の決定がされた後、次に掲げる方式のいずれかにより、速やかに児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者に対し、本給付金を支給するものとする。この場合において、エに掲げる方式は、児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他次

のアからウまでに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

ア 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

イ 特別児童扶養手当支給口座振込方式 特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

ウ 指定口座振込方式 前号の支給決定までに、児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者が市に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書（様式第2号。以下「支給口座登録等届出書」という。）を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

エ 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者が市に支給口座登録等届出書を提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

6 申請受付開始日および申請期限

(1) 申請による本給付金の支給にかかる市の申請受付開始日は、次項第2号アからウまでに掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

(2) 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年2月28日までとする。ただし、令和5年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定または額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請については、令和5年3月15日までとする。

7 申請による支給

(1) 申請により本給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）（様式第3号。以下「給付金申請書」という。）により申請を行うものとする。

(2) 申請者による申請およびこれにもとづく市による支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、ウに掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他アまたはイに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

ア 郵送申請口座振込方式 申請者が給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

イ 窓口申請口座振込方式 申請者が給付金申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

ウ 窓口交付方式 申請者が給付金申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- (3) 市長は、第1号の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本ならびに簡易な収入見込額の申立書または簡易な所得見込額の申立書（様式第4号）および給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2項の要件を満たす者であるかについて確認を行うものとする。
- (4) 市長は、第1号の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

8 代理による申請

代理により前項第1号の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められるものその他市長が別に定める方法により適当と認めるものとする。

9 申請者に対する支給の決定

市長は、第7項第1号の規定により提出された給付金申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、第7項第2号アからウまでに掲げる方式により本給付金を支給するものとする。

10 本給付金の支給等に関する周知

市長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者および支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行うものとする。

11 申請が行われなかった場合等の取扱い

- (1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、本給付金の支給対象者から第6項第2号の申請期限までに第7項第1号の申請が行われなかった場合、当該本給付金の支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなすものとする。
- (2) 市長が第5項第1号の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当または特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に本給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和5年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除されるものとする。
- (3) 市長が第9項の規定による支給決定を行った後、給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われなかったことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給が完

了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなすものとする。

12 不当利得の返還

市長は、本給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求めるものとする。

13 受給権の譲渡または担保の禁止

本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

14 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日等

(1) この要綱は、令和4年6月27日から実施し、同年5月26日から適用する。

ただし、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給された本給付金に関して、この要綱の失効後に必要となる本給付金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）にもとづく認定特定創業支援等事業の支援を受け、青梅市の区域内（以下「市内」という。）において事業を開始した創業者に対して、補助金を支給することについて必要な事項を定め、地域産業の活性化を図ることを目的とする。

2 補助対象者

青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす創業者とする。

(1) 個人で事業を開始し、または法人を設立し事業を開始する者で、法にもとづく認定特定創業等支援事業による支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書の交付を受けたものであること。

(2) 中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する者をいう。）または個人事業主のうち青梅市長（以下「市長」という。）が認めるものであること。

- (3) 令和2年4月1日以降に市内において事業を開始したものであること。
- (4) 住所地における納期を経過した市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）を完納していること。
- (5) この要綱の規定にもとづく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 暴力団関係者（青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第3号に規定する者をいう。）でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業および性風俗関連特殊営業等でないこと。
- (8) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に定める連鎖化事業でないこと。
- (9) 宗教的活動または政治的活動を目的とするものでないこと。
- (10) 市内において事業を営んでいる者が、令和2年4月1日以降に当該事業の廃止をし、または当該事業を営んでいる事業所を移転して新たに行う事業でないこと。
- (11) 青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金交付要綱（令和3年8月5日実施）にもとづく青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金の交付を受けていないこと。

3 補助金の額

補助金の額は、1事業者当たり20万円とする。

4 補助金の交付回数

補助金の交付は、1事業者に対して1回限りとする。

5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人で事業を開始するものは、開業届の写しまたは開業したことが分かる書類の写し
- (2) 法人を設立し事業を開始するものは、履歴事項全部証明書の写しまたは法人設立届出書の写し
- (3) 営業許可証、賃貸借契約書、公共料金支払領収書等事業所の所在地が分かるものの写し
- (4) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明書の写し
- (5) 市町村民税の納税証明書

- (6) 本人確認書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

6 補助金の交付決定

- (1) 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、前号の審査の結果、補助金の交付を行わないことに決定したときは、青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

7 補助金の請求等

- (1) 前項第1号の規定により、交付決定通知書を受領した申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、内容を確認の上、速やかに補助金を支給するものとする。

8 その他必要事項

この要綱にさだめるもののほかこの補助金の交付について必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）に定めるところによるほか市長が別に定める。

9 実施期日等

- (1) この要綱は、令和4年8月1日から実施し、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の廃止前に、この要綱にもとづき支給された補助金に関して、この要綱の廃止後に必要となる返還等の手続については、なお従前の例によるものとする。

青梅市都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、東京都の都市農業経営力強化事業実施要綱（令和3年4月1日付け2産労農振第3012号。以下「都実施要綱」という。）および都市農業振興施設整備事業実施要領（令和3年4月1日付け2産労農振第3015号。以下「都実施要領」という。）にもとづき青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）の農業者等が行う事業に対し、その経費の一部を市が補助することによ

り、農業経営力の強化および都市農業の活性化を図ることを目的とする。

2 補助対象者

(1) 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により青梅市長（以下「市長」という。）が農業経営改善計画を認定した者（以下「認定農業者」という。）

イ 西東京農業協同組合

(2) 前号に掲げる者は、都実施要領第6第2項に規定する要件を満たすものでなければならない。

(3) 暴力団員等（青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）および法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助金の交付の対象としない。

3 補助対象事業等

(1) この補助金の対象となる事業は、都実施要綱等にもとづき市内を受益地区として実施する事業で、実施計画について東京都知事の認定を受けたものとする。

(2) 補助対象者および事業目的ごとの補助対象施設・機械（以下「施設等」という。）は、別表のとおりとする。

4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、前項に規定する事業に要する経費とする。ただし、1事業の最低事業費は200万円とし、限度額は1億円とする。

5 補助金の額

(1) 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た金額とし、毎年度予算の定める範囲内で交付するものとする。

(2) 補助金の額は、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

6 補助金の交付申請

(1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市都市農業経営力強化事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(2) 申請者は、前号の規定による申請書を提出するに当たっては、事業費から消費税および地方消費税相当額を除いて申請するものとする。

7 補助金の交付決定等

- (1) 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の可否を決定し、速やかに青梅市都市農業経営力強化事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、必要があると認められる経費について、第16項の規定にかかわらず、前号の規定による補助金の交付決定を受けた申請者の請求にもとづき、概算払の方法により交付することができる。

8 申請の撤回

申請者は、前項第1号の規定による通知を受けた場合において、当該通知にかかる補助金の交付決定の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

9 事情変更による決定の取消し等

市長は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または交付の決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

10 補助事業の変更等

- (1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、青梅市都市農業経営力強化事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業者を変更するとき。
 - イ 補助対象経費または事業量の3割を超えて変更するとき。
 - ウ 工事雑費以外の経費から工事雑費へ流用するとき。
 - エ その他市長が特に必要と認めたとき。
- (2) 市長は、前号の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更の可否を決定し、青梅市都市農業経営力強化事業変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

11 事業の中止または廃止

- (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、青梅市都市農業経営力強化事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の中止または廃止の可否を決定し、青梅市都市農業経営力強化事業中止（廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものと

する。

12 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに青梅市都市農業経営力強化事業事故報告書（様式第7号）を市長に提出し、その指示に従わなければならない。

13 実施状況報告書の提出

市長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況について、補助事業者が青梅市都市農業経営力強化事業実施状況報告書（様式第8号）を提出させることができる。

14 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときまたは補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したときは、速やかに青梅市都市農業経営力強化事業実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

15 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市都市農業経営力強化事業費補助金交付額確定通知書（様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

16 補助金の請求および交付

- (1) 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに青梅市都市農業経営力強化事業費補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による請求書の提出を受けたときは、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

17 交付決定の取消し

市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
- (4) 補助事業に関して、不正、怠惰その他不適當な行為をしたとき。

(5) その他補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

18 補助金の返還

(1) 市長は、第9項または前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(2) 市長は、第15項の規定により補助事業者に交付すべき補助金が確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

19 財産処分の制限

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。

(2) 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第12号）およびその他関係書類を整理保管しなければならない。

(3) 補助事業者は、取得財産等について、処分制限期間内においては、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

20 帳簿等の整理保管

補助事業者は、補助事業にかかる収入および支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

21 施設等の管理運営

補助事業者は、この事業により整備した施設等について農業保険法（昭和22年法律185号）にもとづく農業共済制度に加入するものとする。

22 青梅市都市農業経営力強化事業推進指導会議の設置

(1) 市長は、補助事業者が補助事業を円滑かつ適正に実施できるよう、補助事業者に対する指導、助言等を行うため、青梅市都市農業経営力強化事業推進指導会議（次項において「推進指導会議」という。）を設置する。

(2) 推進指導会議の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

23 事業終了後の状況報告

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、経営力強化計画で定めた目標年度が終了するまでの間、補助対象事業の状況等について、市長に報告しなければならない。

23 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

24 実施期日等

- (1) この要綱は、令和4年5月10日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし令和7年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

別表（第3項・第5項関係）

補助対象者、事業目的および補助対象施設、補助率等

補助対象者	事業目的および補助対象施設等	補助率
認定農業者 ※原則として個人を対象とするが、共同で利用する施設等を導入する場合は、2名以上の営農集団も対象とする。	1 経営力の強化 施設整備等により経営力強化を図る取組 (1) パイプハウス等生産施設 (2) 流通・販売施設 (3) 農畜産物加工施設 (4) 畜舎および畜産関連施設 (5) 栽培関連施設 (6) その他経営力強化に必要な施設 (7) 上記(1)から(6)までと併せて整備する簡易な基盤整備	補助対象経費の3/4以内
	2 新技術の導入 都が指定する新技術を導入する取組 (1) 東京フューチャーアグリシステム（技術の分割導入を含む。） (2) その他、都が普及を進める新技術として別に定めるもの (3) 上記(1)および(2)と併せて整備する簡易な基盤整備	

	<p>3 生産基盤の高度化 果樹、茶業を支援する取組および畜産環境を整備する取組 (1) 果樹の改植に必要な圃場整備 (2) 茶の生産および加工施設 (3) 畜産環境関連施設 (4) 上記(1)から(3)までと併せて整備する簡易な基盤整備</p>	
<p>西東京農業協同組合</p>	<p>地域農業の活性化 地域農業の活性化を図る取組 (1) 共同直売所および共同出荷場等の共同利用施設 (2) 共同利用農畜産業用機械 (3) 防災兼用共同利用施設 (4) 上記(1)から(3)までと併せて整備する附帯施設および簡易な基盤整備</p>	

**おうめをみつける・おもいだす戦略支援業務委託にかか
る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱**

1 設置

「青梅市移住・定住促進プラン」(令和4年3月策定)に位置付けた施策として、青梅市での暮らしの様子、その魅力等を内外に戦略的に発信するための業務を委託するに当たり、当該業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、おうめをみつける・おもいだす戦略支援業務委託にかか
る公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員8人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 都市整備部長
- (2) 副委員長 秘書広報課長および住宅課長

- (3) 委員 秘書広報課、企画政策課、子育て推進課、商工観光課および社会教育課の各職員で、所属長が指名する者
- 4 委員長の職務および代理
- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会議
- 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 6 意見の聴取等
- 委員会は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。
- 7 報告
- 委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。
- 8 庶務
- 委員会の庶務は、住宅課において処理する。
- 9 その他
- この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 10 実施期日等
- この要綱は、令和4年5月10日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市モーターボート競走事業交際費支出基準

1 目的

この基準は、青梅市モーターボート競走事業（以下「事業」という。）の円滑な運営に必要な関係機関等との交際のために支出する交際費について、その項目、範囲その他必要な事項について定めるものとする。

2 定義

この基準において、交際費とは、青梅市モーターボート競走事業管理者（以下「管理者」という。）またはボートレース事業局の職員が、事業の円滑な運営または青

梅市の利益のために、関係機関等と交際する上で、特に必要と認められる場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

3 支出の相手方等

- (1) 支出の相手方は、事業の運営と直接かつ密接な関係にある者とする。
- (2) 公務員に対しては、その者の功績が国等からたたえられた場合の祝い、本人に対する見舞い、弔慰等で管理者が特に必要と認めるものに限り支出できるものとする。

4 支出項目、金額等

- (1) 交際費の項目、内容および支出限度額は、別表に定めるとおりとし、支出額については、常に必要最小限となるように努めなければならない。
- (2) 支出限度額については、地域の慣習、使用される会場による事情等の特別な理由により、支出基準表に定める金額により難しい場合は、管理者が別に定めることができる。

5 その他

交際費は、その支出内容や金額について、常に社会情勢の変化等に配慮し、適正な執行に努めなければならない。

6 実施期日等

この基準は、令和4年5月8日から実施し、同年4月1日から適用する。

別表（第4項関係）

支出基準表

交際費項目		例示	支出限度額	備考
慶祝	受章祝賀会	叙勲、東京都功労者表彰等の受章祝賀会	5,000円以内 会費が定められている場合はその額	
	竣工祝賀会	施設の竣工式、開所式、落成式等の式典	5,000円以内	
	周年祝賀会	自治会、開催運営協力団体等の設立記念式典	5,000円以内	
弔慰	香料	市の定める弔慰基準に準ずる	市の定める弔慰基準に準ずる	
	供花料			
見舞		病気、怪我、風水害、火災等の見舞い	10,000円以内	

会費	総会	自治会、市政協力団体等の総会	5,000円以内	
	各種会合等	開催運営協力団体等の賀詞交歓会、新年会、忘年会等	会費が定められている場合はその額	
接遇		各種関係団体、開催運営協力者、民間有識者等との意見交換、情報収集、指導や助言を受けるための懇談等に要する費用	社会通念上妥当と認められる範囲内	
その他	謝礼	開催運営協力者に対する謝礼	10,000円以内	
	手土産	指導、助言等を受ける場合、委員等就任依頼、示談交渉等	3,000円以内	
	その他	管理者が特に必要と認めるもの	管理者が別に定める額	

青梅市新学校給食センター基本および実施設計 委託プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市新学校給食センター整備事業にかかる基本および実施設計委託を発注するに当たって、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市新学校給食センター基本および実施設計委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領等の作成に関すること。
- (2) 技術提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員 8 人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 教育部長
- (2) 副委員長 総務部施設担当部長
- (3) 委員 財政課長、施設課長、防災課長、教育総務課長、学務課長および学校給食センター所長

4 委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- (3) 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員の出席または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会の検討経過および結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、教育部学校給食センターにおいて処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日

この要綱は、令和 4 年 5 月 2 日から実施し、第 6 項の規定にもとづき委員会の検討結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市郷土博物館および青梅市立美術館の あり方検討委員会設置要綱

1 設置

青梅市郷土博物館と青梅市立美術館（以下「博物館等」という。）の施設およ

び運営に関する今後のあり方について検討を行うため、青梅市郷土博物館および青梅市立美術館のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 博物館等の施設および運営に関すること。
- (2) その他博物館等のあり方に関すること。

3 組織

委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 委員長 教育部長
- (2) 副委員長 企画部長および施設担当部長
- (3) 委員 企画政策課長、施設課長、商工観光課長、教育総務課長、文化課長および美術担当主幹

4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

6 部会

- (1) 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。
- (2) 部会の構成および運営に関しては、委員会が定める。

7 報告

委員会は、教育委員会および市長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告する。

8 任期

委員の任期は、前項に規定する最終検討結果の報告のあった日までとする。

9 庶務

委員会の庶務は、文化課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

11 実施期日等

この要綱は、令和4年7月1日から実施し、第7項の規定による最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

